

平成19年第1回佐渡市議会定例会会議録（第3号）

平成19年3月8日（木曜日）

議事日程（第3号）

平成19年3月8日（木）午前10時00分開議

第1 一般質問

第2 （総務常任委員会付託案件）

議案第47号、議案第53号、議案第56号から議案第58号まで

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第48号から議案第50号まで、議案第55号、議案第59号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第51号、議案第52号、議案第54号、議案第60号

第3 請願第9号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（56名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	欠員
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	岩崎隆寿君	22番	高野庄嗣君
23番	中村良夫君	24番	石塚一雄君
25番	若林直樹君	26番	田中文夫君
27番	金子健治君	28番	村川四郎君
29番	高野正道君	30番	名畑清一君
31番	志和正敏君	33番	白木善祥君
34番	渡邊庚二君	35番	佐藤孝君
36番	金光英晴君	37番	葛西博之君

38番	猪股文彦君	39番	川上龍一君
40番	本間千佳子君	41番	大場慶親君
42番	本間武雄君	43番	根岸勇雄君
44番	牧野秀夫君	45番	近藤和義君
46番	熊谷実君	47番	本間勇作君
48番	祝優雄君	49番	兵庫稔君
50番	竹内道廣君	51番	岩野一則君
52番	渡部幹雄君	53番	浜口鶴藏君
54番	大澤祐治郎君	55番	肥田利夫君
56番	加賀博昭君	57番	金子克己君
58番	梅澤雅廣君		

欠席議員（1名）

32番 金山教勇君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	助役	大竹幸一君
助役	親松東一君	総務部長	大齋藤英夫君
企画財政部長	中川義弘君	市民環境部長	粕谷達男君
福祉保健部長	末武正義君	産業観光部長	川島雄一郎君
建設部長	佐藤一富君	総務部長 (総務課長)	佐々木正雄君
企画財政部長 (財政課長)	山本充彦君	市民環境部長 (環境課長)	大川剛史君
福祉保健部長 (高齢福祉課長)	藤井武雄君	産業観光部長 (観光課長)	伊藤俊之君
産業観光部長 (農業振興課長)	児玉剛君	建設部長 (建設課長)	渡辺正人君
防災管財長	榎惠博君	行政改革長	藤澤一雄君
企画振興長	金子優君	市民課長	清水俊英君
水道課長	田畑孝雄君	教育長	渡邊剛忠君
教育次長	鹿野一雄君	教育委員会 教育長	児玉功君

教育委員会 生涯学習課	坂本孝明君	教育委員会 社会体育課	平間俊雄君
選管・監査 事務局局長	菊地賢一君	農業委員会 事務局局長	山本真澄君
消 防 長	渡辺与四夫君	代 監 査 委 員 表 員	清水一次君
廃棄物対策 課 長	村川嘉英君	保 健 医 療 課 長	三浦洋一君
農 地 林 政 課 長	綿貫 栄 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	山田富巳夫君	事務局次長	池 昌 映 君
議 事 係 長	中 川 雅 史 君	議 事 係	松 塚 洋 樹 君

午前10時00分 開議

○議長（梅澤雅廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は54名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（梅澤雅廣君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔にお願いをいたします。

順位に従いまして、大澤祐治郎君の一般質問を許します。

大澤祐治郎君。

〔54番 大澤祐治郎君登壇〕

○54番（大澤祐治郎君） おはようございます。発言の許可がいただけましたので、通告に沿って一般質問を行います。

けさは、ご承知のとおり淡雪の襲来で寒さの逆戻りであります。各位には、寒暖の格差による体調管理にお気をつけいただきたいと思っております。

さて、我が佐渡市は、2004年3月、佐渡島内1市7町2村が合併して4年目に突入をいたすわけであり、約7万人の新しい市として財政基盤の強化をうたって、バラ色の島がつかれるとあおって、誕生したわけであり、市制の発足当時に新市建設計画が立てられ、何事も知らない市民は希望に沸き上がったものであります。しかし、合併直後に新市建設計画の財政計画は、事業計画に財政計画が追いついていないということで、直ちに見直しが必要となりました。建設事業費、合併特例債と普通建設事業の合算額は、ご存じのように1,606億から959億円に圧縮をされました。このことにより、市長の絵にかいたばちもちはまさに全体の4割という小規模に圧縮されたわけであり、この時点で、市長の合併による財政基盤の強化につながる、だから合併は正しかったという強弁が物の見事に大きく崩れたというわけであり、市長の財政分析能力に疑問が大きく露呈したと言われます。市長は、施政方針の中でも、国の甘い誘いに乗せられて、責任転嫁をいたしておるようですが、財政基盤能力が正直言うとなかったと謙虚に反省する姿勢も持つ必要があったのではなかろうかと私は思っております。施政方針の中では、あえてその私の思いにさおを差すように、もし合併がなければ、それぞれの市町村はサービス料金の引き上げに踏み切るか、コストの引き下げやリストラに伴う行政改革を余儀なくされた。行政サービスの低下を招いたことは必然であるとまさに青天のへきれきのごとく開き直っております。

それでは、合併によって高野市長は何をなし得て、何を結果として成果を見たのでありましょうか。市民の8割に近い方々に、この合併に対して疑問視しておることはないかということをお聞きをいたしました。まず最初に上がってきたのは、住民の利便性の向上があったのかどうか。広域的なまちづくりが行われたのかどうか。サービスの高度化、多様化が宣伝のごとく本当に進んだのかどうか。行財政の効率化、なかんずく財政基盤の強化というものが図られたのかどうか。皆さんにお聞きをすると、異口同音に、この5項目余りの疑問が投げかけられてまいります。そこで、私はこの方法をどうやってとったかといいますと、アトランダムに1,000人の方にお電話を申し上げました。電話料が、家内の話ですと、今月は1万円もふえましたよと、こういう話がありました。ただイエス、ノーという話ではありません。私のような

者が電話すると、待ってあったと言わんばかりに小言百万陀羅で、長電話になってしまいます。それが1万円を使ったということになるのでしょうか。請求書の出しようがありません。高野市長に払ってくれというわけにもいきません。とにかくそういったごとく、住民の理解が今になって遅まきながら進んできて、そしてこれでは約束が違うのではないかという疑問が生まれてきておるということが私の1万円の電話料でもわかるわけであります。総じて結論から申しますと、その1,000人の、たまたま高野ファンに当たらなかったのかどうか分かりませんが、おおむねほとんどの人が今私に突きつけた4項目に対しては、実体験として全く誠意も進歩も将来に対する夢も見られない、まさに何のための合併であったのかという、駆け込みにしすぎなかったという、まさに高野合併の選択にはノーだというお答えでありました。しかし、たかだか1,000人、されど1,000人であります。どうかそういう声が島民の、市民の心の底辺には大きく渦巻いているということを理事者は謙虚に反省をして、それを回答していかなければならないという思いであります。

私は、総務省が甘い誘いでささやいて、市長はその気になったかもしれませんが、効果を生むどころか、サービス低下と大きな財政不足をまさにこの合併は露呈しておると言わなければならないと思っております。今さら何だと、合併して4年目におまえが言うとおりに入っておるではないかということをおっしゃる皆さんもおいででしょう。しかし、それはまさに無責任ないわゆるアジテートであります。悪いものは悪い、いいものはいい、だめなものはだめだというような、やはり島民挙げて高野市政を見守っていくということが私は島民にとってよりよい、賢明な、生きていくための選択だと信じてやまないわけでありますので、まさに声を大にして市長には財政基盤の強化というようなこと、あるいはサービスが向上するというようなこと、これはまさに今の現状では真っ赤な作り事であったということを声を大にして言わなければなりません。

私の調査では、広域化したため、顔の見えない行政に佐渡市はなってしまうとおると。きめの細かなサービスが困難になり、規模が大きくなって、住民の声が届かなくなった。合併自治体の内部では、地域格差が確実に生まれてきておる。財政が困難になった。まさに最初からないのにあるふりをしてやったわけでありますから、財政が困難になったというのは当たり前のことであります。こういった多くの不満が異口同音に聞かれるというのは、合併したてであるからとか、合併して間もないからとかいうようなことでは逃げられない、まさに私は市民が体感した、直観から生まれた実感であろうと思っております。市長の施政方針の中で、いかに市民と心が乖離しているかといえ、あるいはそのことを指摘申し上げれば、市長は財政の硬直化は国の交付税の減、三位一体法のせいだと責任を平気で転嫁をして、すがすがしい顔をしております。こういった逃げが許される状況ではありません。自ら財政分析を慎重の上にも慎重を期して私は確認をする必要があると、こう思っております。

最初のときに高野さんが市長におなりになったときに、県下たくさんの企業がある中でも200億近い収益を上げる、全国でも百傑には入れる立派な企業の創始だと、まさに慶應出の最高学府を出てきたその能力を生かして、これだけの企業を行っておるすばらしい人なのだなという思いで高野さんに私も少なからず、1票しか書けませんから、1票を投じた一人であります。ところが、どうでしょうか。市長になるまでは、非常に謙虚に佐渡市を大事に扱って、そして言うならば皆さんにご迷惑のかからない佐渡市を構築するということをおっしゃっておった市長がいつとはなく、どこへ飛んで、あるいは飛び歩いて、お願い

をして歩いておるのか、内容の姿が見えませんが、なかなか腰を据えて庁舎にいるということもないと。いや、それでは東京都の1.4倍もある面積の広い佐渡ですから、市長一人に仕事を持たせるのはこれは大変だと、オーバーワークでいずれ健康を損なって大変なことになると困るというようなことから、助役の2人制ということにも率先して賛成を申し上げました。これがまたつくったがいいが、まさに私の目には何の機能も果たしていない。むしろ屋上屋を重ねて、市長の足を引っ張っておる。結論は、最後にはやっぱり市長にしか出せない。あるいは、高野さんの人柄がそうなのかも知れませんが、残念ながらそういったいわゆる人事を土台にして、600億、少なくとも650億の財源がなければ運用できないという佐渡市がここ3年間稼働してまいったわけであります。

私は、その中で声を大にして申し上げたいのは、議員諸君にも圧倒的な責任がある。ただ単に与党でございます、ひいき筋でございますと言いながら、市長が行き過ぎの点あるいは至らない点、この点に対して謙虚で前向きな進言をしておるような状況がうかがえない。ただただ市長のご機嫌をとって、賛成をすればいいというような光景しかこの3年間見てまいりません。果たしてこれでいいのかどうか。今まさに東京都の石原知事がたたかれておる現象と同じです。

そのときに私はふと思い出した一句があるのです。踏まれても踏まれてもついていきます雪のげたと。笑っておるのではないです。これは名句なのです。時の不沈空母だと言った中曽根康弘さんが、このリクルートに絡んで本来なら中曽根さんがA級戦犯で逮捕されなければならぬのです。それをすべて番頭の藤波さんがかぶって、そして私はあなたのかわりに別荘へ行ってきましたが、どうかひとつ私のこの切なる献身を理解をして、間違いのない国政をやっていただきたい、この件については私がすべて一切かぶりますという、こういう含蓄のある句なのです。

そういうことを申し上げる、進言をする、私は言うならばおそば役に2人の助役を必要だという思いで賛成をいたしたのです。ところが、そんな気配は一つもない。ただ高給を取って、おれは以前の部長や課長と立場が違うのだぞというような顔しか見えない。どこで市長と切磋琢磨して、佐渡市の財政膠着状況について話をしたのかというような筋書きさえ見えてこない。そういうものがあれば、市長が施政方針に堂々と開き直って、もし合併しなかったらどうなるのだと、こんなことは出てきません。それから、市長があの中で一番言うことは、おれの責任ではないのだと、国の交付税という極端な減額がそうさせた。三位一体法がおれを縛ったのだと、こういうことを言って、おれの責任は少しはあるけれども、軽いのだとというようなことを施政方針で堂々と「終わりに」なんてつけて、開き直っておる。こんな、言っては失礼ですが、反省のない、あるいは市長にあんなものを書かせる、それを書いたのは助役2人か、あるいは総務部長か、それは知りません。でも、いずれその中で草案されたことだと私は思いますが、市長を、これだけの能力のある人を生かすも殺すも、要はそのブレーンなのです。そのブレーンに確固たる反省をしてもらいたい。そして、佐渡市が財政安定のもとにどういう方向で進路を求めていくか、そういうことから私は新しい4年目の出発をしていただきたい。

今のままですと、市長の腹の中では、前回の議会で立候補したらどうだと、これだけ山積した宿題を残しておると、責任を感じないかと言ったら、いや、まだ今そのと、こう言っておった。それは、腹の中には、おれ以外やる者はいないだろうと、こういう私は甘えがあるのではないかと思っております。東京都の例もあるのです。どうでもだめなら、皆さんがいいと言えば私も考えます。ですから、油断はしてはい

けないということを肝に銘じて、市長に警鐘乱打をし、よりよい佐渡市をつくっていただきたいという切なる願いをお願いをいたすわけであります。どうか私は以後市長に合併はだめなんてことはもう言いません。言たって、現実にはもう直る方法ないのですから。がん患者が苦しまないで、そして余命を全うするというような、そういうことで、そういう視野で高野市政を見ていきたいと、こう思っています。

佐渡のまず合併というところに踏み切った、その踏み切った原点からこれは間違っておったと。私は、たまたま先輩の小杉邦男氏から、参考になるが、おまえしゃべること好きだから、これ読んでしゃべれとって1冊の本を提供されました。保母先生という方が書いた本であります。佐渡市は最初から財政困難になることは、これはわかり切っておるのだと。よその町村の、しかも10カ町村の大型合併というのはよそにもたまにはあると。ある中でも大きな合併であるが、しかし佐渡市はよその町村に比べて2倍半も職員の人員が張りついておると、この人件費だけでまずよその町村と出発の次元が違うのだと、これをどう高野市長が言うならばリストラをして、そして少なからず最低限の能力の中で住民サービスを低下させないような施策を組み立てられるかということが最初から問われておったのだと。ところが、私が申し上げることは、残念ながら二つとも何の進歩も変化もありません。それは、やたらに公務員は首は切れませんが、いろんな意味で私は何はやめてもそこに焦点を合わせながら財政再建というものを考えていかなければならないと、こう市長も実は腹の中で思っているのでしょうけれども、やれないと。やっぱりこういうことは、議会の与党が協力をして市長をバックアップすると、そして給料の方が、大変言葉は乱暴ですが、その人間の価値観より高いというような職員をやはりたくさんいつまでものさばらせておいてはいけぬ。そういうことを皆さんで市長を助けるためにいろんな知恵を開陳してやると、こういうことをやらなければならぬと、こう思っております。

市長の気持ちをもう一句、代弁して私は詠んでみたいと思うのは、耐えて待てと、やがて日が差す春が来る。市長は、そういう気持ちだと思うのです。大澤なんかに40分適当に言わせておけと、それ我慢さえすれば、あとは与党は我が与党、議員の8割はおれのものだ。とある某議員が、大澤君、そんなこと言っただって、おまえのが幾ら正しいと云って、最後には多数決で決めるのだよと、おまえのなんか通りませんよと、こういう暴論を吐いた某大物議員がおりますが、まさにそのとおりです。そういう暴言が議会の中でまかり通るというような、私はそういう議会であってからは困ると。新しい梅澤議長になったわけですから、議長も進んで自ら襟を正して、そういう言うならば改革に踏み込まなければならぬと、私はこう思っております。議長は後でまた、まだ1年ありますから、ゆっくり攻めることにして。

さて、市長に私は一句贈りました。ついでに、もう一つお土産に、大澤君、そういっても、咲くまでは雑草のたぐいよ菊の花ということわざがあるのだぞと、菊の花も咲くまではもち草と変わらぬような状態だと、咲くと、華麗な落ちつきのある日本の代表、象徴の花になるのだと、こういうお気持ちなのだと私は思っております。

そのことを期待をして、次に入りますが、私が市長がよく佐渡市が財政硬直して大変だというところでお話しになるのは、実質公債費比率という言葉を用いて、まだ佐渡市は14.2%なのだと、国の指標、指数から言うと、国は18%以上超えるとレッドラインですと、自ら事業計画を立てるということはご遠慮くださいと、こういうことになるわけであります。そのところにはまだ当分余裕があるのだということをおっしゃっておりますが、そこで財政方に私はどうもうさん臭いと、その数字には裏トリックがあると、

しっかり教えてくれということで申し上げましたけれども、なかなか正鵠を射ることができませんでした。というのは、掛ける計数によって違うようだとか、何だようなことを言って逃げるのです。私は、そんなことは計数は多少の違いがあっても、本当に過去3カ年、言うならば佐渡市のいわゆる公債費比率が平均で14.2という安定数値でいるのかどうか、調べてみてもらいたい。というのは、新市特別計画の事業、近藤委員長が初代でしたが、のときに厳しく言うならば見直しを、ローリングをしました。2回目をやったけれども、まだ危険だと、3回目をやらなければならないというようなニュースが流れてきております。さて、それを我々に当初発表した計画どおりもし実行を高野さんがやったとしたら、私はこの実質公債費比率は二十五、六％になってしまうのではないかと、こう確信を持って言えると思っております。数字のエキスパートの慶應出の高野先生ですから、市長ですから、そういったばかなことはやらないと思いますが、しかし自らが財政分析をやっていないと、ややもすると周りの人に言われて、約束は約束だ、守れ、守れというようなことでいってしまって、五木ひろしではないが、いっていつてしまったという話になってしまうのです。最後気がつくとき夕張市みたいに、あっと、これはということになってしまうのですが、高野さんにはそういったことは私は心配する必要はないのだと思っておりますが、どうかそういったことで、あとの通告書の中に私が大きく項目三つ、そして細かくまたそれを砕いて7点ばかりお願いをしておりますが、その中でさらに詳しく掘り下げてお願いをするということにいたしますが、一応通告というものを読んでおかないと議事録に載りませんので、耳ざわりでも、面倒でも、ちょっと聞いてください。

高野市政の政治姿勢をただすということで、試練を克服できるか。全く緊張感のかけらも見えない。市長の市政にあしたはないと、私はこう言っております。

そして、大きな1番として、健全化に向かう財政計画に工夫が見えないのだと。そこで、19年度の予算の目玉をお話をしてくださいと、こういうことを要望しております。

2番目に、事業計画と財政構造が一致しない。どうも言っている数字と財政の本来の構造と一致しないという、これは私の気持ちです。その中には緊張感がみじんも感じてこないのだということを私書いたのですが、通告書では何かどこがさわったか、割愛されております。

3番目に、本当に財政運営の不安はないのか。

し尿処理場の建設予算は、こんな財政膠着の中に、必需品であります、どこから捻出をするのか。そしてまた、勝手に市長がつくるというような執行権はあれども、環境の皆さんのご意見というものもありますので、八幡住民の協力は得られるのかどうか、私を知る限りでは、ノーだと思っております。

②、佐渡病院が具体的に建設計画を新聞紙上で発表しました。佐渡市から事業援助を大きく期待しておると言っております。風評では、30億から50億というような話も聞いております。これはわかりません。あくまでも風聞です。支援をするとすれば、その事業費、その予算はどの程度の規模に市長は考えておるのか。また、支援事業予算は一般会計から出すのか、合特債から出すのか、それをお聞かせをいただきたいと、こう思っております。

公債と税収のバランスから赤字再建団体への道をこよなく進んでおるように気がいたしますが、どうか。

4番目に、財政逼迫と市長報酬と助役2人制の見直しはどうか。先ほどくどく私は申し上げましたが、そういったことを中心にお聞かせいただきたいと思っております。

⑤、実質公債比率は政府目標18%を超えることはないのかと、こういうことです。これは、⑤ということとはマルゴにかけて言っておりますが、⑤です。

6番、当分の凍結したはずの本庁舎一元化がまた話題に上がってきている。整備費が10億とも言われる原資をどこから持ってくるのか。自前財産で土地、建物を所有していた既存庁舎の佐和田を利用して、分庁（議会棟）主義でいくべき。なるべくあるものを利用し、むだなものはつくらない、こういう原点をいくべきだということでお聞かせをいただきたい。

⑦、島民の生命、財産の維持、観光の現況打破のための空港はこれ以上待てないが、発展的打開策はあるのか。このまま相変わらず百年の河清を待つという選択をとるのか。この大きく三つ、そして小さく枝葉に7点、通告をしてあります。

時間がなくなりましたので、これで前口上はおきますが、詳細については質問席からのお聞きをしたいと思います。よろしくご協力をお願いいたします。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 皆さん、おはようございます。それでは、早速きょうの最初の大澤祐治郎議員の質問にお答えしたいというふうに思います。いろいろ句や歌を引用されて、いろいろおっしゃっていただきまして、ありがとうございました。

さて、最初の質問書の順序に従って答弁申し上げたいというふうに思います。平成19年度の予算編成におきましては、依然として厳しい財政状態の中で、各部別に、各部の自主性を維持あるいは推進するために、枠配分方式で検討して、主な建設事業や政策的事業は政策体系に沿いまして、優先順位や地域経済の活性等を考えて予算編成に当たったものでございまして、今期、昨年からいろいろ言われておりました安全、それから合併特例債、建設計画にありました消防本庁、消防署の本庁、あるいはそれに付随して、鷲崎の分遣所、前浜の分遣所等の工事がこの2年間にわたって進み、さらにその次にわたっては本庁がまだ続いております。その他、今まで継続あるいは将来佐渡の特性、つまり少子高齢化に対応した事業を進めておるところでございます。

それから、事業計画と財政構造が一致しない。緊張感もみじんも感じられないということでございますが、これは後ほどまた議員の持たれる一つの指標みたいなものがおありになって、確固たる自信を持って言われているのだろーと思っておりますが、我々はそれとはまた違ひまして、一つには国の指標の中にきっちりおさまるかどう、一つはさらに夕張市も出てきた、ああいうふうに出てきた破綻法制、新たな破綻法制の新たな指標も出てきております。それと同時に、我々は地域の住民の今願いや、あるいはサービスを維持し続けるというふうなバランス、その中でのバランスをとりながら、合併後の軟着陸を行っていききたいというふうに考えているわけでございます。

それから、し尿処理場の建設予算の件が出てまいりました。八幡の住民の協力は得られるのかということでございますが、これは合併協議の中で十分な検討が行われないままに現在の問題に至っておりまして、古いのは40年前の施設をまだ使い続けているということ、一刻も猶予はできないような状態であること

はもう以前から議論がされているところでございます。現在下水道課で行っています下水道整備計画の見直し等によって、処理方式や施設規模などについての検討が進められておりますが、この建設に伴う地域住民のご説明につきましては、地域の方々に十分説明をして、理解をこれから設計規模等によりましてお話をしていきたいというふうに考えておりますし、この詳細は市民環境部長から説明させたいというふうに考えております。

それから、佐渡病院の具体的な建設計画が新聞紙上ににぎわしておりますが、この規模につきましてもやはり将来の佐渡全体の医療計画、現に50%を超す患者さんが佐渡病院へお世話になっているということもありまして、具体的な建設内容につきましては佐渡病院でも詰め切ってはいないようなことをおっしゃってございました。これにつきましては、新市の建設計画にも計上しておりませんし、この後の話し合いあるいは議会とのご了解によってということになるというふうに考えておるところでございます。

公債と税収のバランスから赤字再建団体への道をこよなく進んでいると思うがということでございます。我々は、いつも申し上げているように、我々の持っている経済、地域経済とのかかわり合い、あるいは国の我々を縛る各種の指標の間をバランスをとりながら軟着陸させなければいかぬというふうに思っておりますので、こよなく赤字団体への道を進んでいるということにつきましては、議員の持っておられる根拠がどの辺かを後ほど教えていただければ幸いです。

それから、これは今の質問にはありませんでしたが、実質公債比率は政府目標の18%を超えないかということでございます。実質公債比率につきましては、平成17年度は14.2、平成18年度はまだ数値が出ておりませんが、おおむね17年度並みでございますが、これ以降は事業の進捗状態によって大きく変わってくると。いつも申し上げておりますが、18%を超えますと起債が許可制になります。それは何とか超えないような範囲で起債抑制をかけていくというのは、これやむを得ないことであるというふうに考えておるところでございます。

もう一つは、本庁の一元化がご質問の中にございました。市政運営の効率性や機能性の観点から、議会を含めた本庁機能は1カ所に集約されていることが望ましいということは、合併当時の基本的な考えでございます。しかしながら、現在はやむを得ず一部分庁の方式をとらざるを得ないという臨時的な方策でございます。非常に長い間、本部職員が、本庁職員が本庁と離れたところで拘束されるということに対する市民の批判も非常に強いところでございますから、現在は既存庁舎を活用しなければいかぬということはありませんが、最終的には当然急いでこのような問題を解決したいということでございます。今後この問題につきましては議員の皆様方と協議を続けながら、決定に持ち込みたいというふうに思っております。

空港整備の問題でございます。当然おっしゃられるとおり、佐渡の経済や、あるいは各種の安全、安心、あるいは例えば病院の医師の確保にまで非常に大きな影響を与えていることはおっしゃるとおりでございます。現在かなりのところまで話が進んでいる現状でございますので、引き続き末同意者と、地権者との方々の間の話し合いを積極的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

失礼しました。財政逼迫と言って住民サービスを抑制している、我慢を強いていますが、市長給与と助役2人制の見直しをする考え方はないかと、報酬審議会は開いたかということでございます。給与については、議案説明においてもお話ししましたとおり、報酬審議会を2回開催し、その答申を尊重させていた

だき、3.5%レベルの削減を提案させていただいておるところでございます。助役2人制につきましては、今のところは見直すつもりでなく、現状どおりお願いしようということと考えておるところであります。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 補足説明を許します。

粕谷市民環境部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

し尿施設に係る建設予算等の関係でございますけれども、先ほど市長が答弁申し上げましたように、し尿処理施設の関係については当初の合併の新市建設計画、この中には登載されていなかったことは事実でございます。その後、普通建設事業債ということで急遽登載をさせていただいて、現在に至っておるわけでございますが、現状の施設関係につきましては、国仲し尿センターの方では20キロリットル、それと30キロリットル、そちらがございまして、それから南佐渡し尿処理センターには20キロリットルということで、合計70キロリットルの規模で現在運営しているところでございます。議員ご指摘のように、こういう施設につきましては20年から40年近い形の古い老朽化しておりますので、先般の議会でも申し上げましたけれども、普通建設事業債の方では実は平成23年までに完成という予定でございましたが、どうしても施設の老朽化に対応するためには前倒しということで、19年からスタートして、23年の供用開始を目指したいという考え方で今進んでおります。それで、今度19年度、新年度のところに基本計画を策定ということで委託をお願いしておるところでございますが、この中で下水道のつなぎ込みの状況がどこまで進むか、そういった問題と、それと工法自体につきましても単独でいくか補助でいくか、現在では単独という形で計上されておりますが、そういった面を含めまして、総合的に計画書を本年度中につくり上げたいと。地元の関係については、来年以降に、20年以降にはアセスの問題がございまして、その前には地域に説明に入るといような流れで進めたいと、そういうふう考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） すべてが財政が大丈夫かということに起因をして、そして市長がこういう逼迫をしておるのだという言葉は自らも吐きながらも、財政見直しの中でのやっぱり改めをしないと。例えば庁舎、どこで、だれが、いつ金井が本所ということを決めたのかどうか。これは、合併審議会のときから、千種沖がだめなら白紙ですよということだった。ところが、3月いっぱい合併に乗りますということを経済省に言わなければならぬので、その事務所の位置を明快にしないとできないものですから、これは仮事務所ということで出発させてくれと、金井庁舎を使って出発させてくれと、そういうことであったかと私は記憶しておりますし、当時の生き証人は肥田さんであり、竹内議長であります。市長、そのときあなたはとにかくしゃにくもにも金井へ持っていきたいという言うなら旗振りの旗手であったわけでありまして。ですから、それがうそも10遍言っても本当になるという世の中のことわざどおり、言ったはなく、まず金井に本庁ありきという話から始まる。私はそうではない。財源がないなら、あるものを使えと。佐和田の庁舎なら、土地も自前だし、建物も自前だと。そして、300人の職員と議員30人はいつでも入れますという構造で建物を建てておるのだ。そのものがだめで、さらに附帯金額をつけて工事をしなければならないような金井に、しかも借地であって、まさにわけのわからぬ金がかかるところに一元化したいという、

あなたのそういう発想から、私がすべてこういったことを聞かなければならぬ。

だから、いつまでたっても、ではあなたは徹底して金井だと言うのなら、金井でいくのですということ
を断言してください。暗中模索だから、いろんな意見が出てくる。この後、私の後に金井の猛者が2人、
また自分の田んぼに水を引くような話で庁舎一元化せえという質問をあなたにぶつけるはずですよ。ですから、
財政がないので、非常に困るのなら、効率よく当分の間、私が市長である間は庁舎は分庁で今のまま
様子を見ますということが私は賢明なのではないですか。何も金井のものを佐和田へ持ってこいなんて私
は言っておりはせぬです。そういったことを考えない限り、あなたが健全財政をやりますなんて言っ
たって、どこをして信用できますか。これも一説によれば、この間会派長会議で言われた話は10億ぐら
いの予算がかかるという話です。金井へもし議会棟を持っていくとすれば。そんな余裕がどこにある
のですか。真野のそれで小学校でもやめるのかなと思ったら、予算に堂々と真野の小学校改築資
金と出てきておりますね。まさに自分さえよければいい。全く厚顔無恥な自己保身の予算です。
それを平気で立てておる市長に対して、私は実に腹立たしく思っております。では、財政をどう
やって健全化させるのか。具体的に皆さんが大向こうをうならせるような話をやってみて
ください。やれないでしょう。そんな中において、ちぐはぐのようなことを、そして議
会と相談をして、このことについては決めるのだと、今またこんな話を言う。あなたは、
近藤特別委員長のときに、新市建設委員のとき、当分の間は凍結しますと、こう言ったの
です。あなたの当分の間というのは、私はどうも日本語が下手なもので、されど英語は
あなたより下手だし、理解に苦しむのだが、少し詭弁を使い過ぎるような気がする。
だから、もっと島民に迷いのないような発言をすべきだと、私はこう思っております。

それで、そのために八幡にし尿処理場を勝手につくると予算、調査費用が
つきました。上げております。まだ議会で決定しませんが。そういうようなことにつ
いてもクレームをつけたいのです。これは必需品です。私も理解しております。でも、
当時私らが八幡に持ってくるのはしょうがないと言ったことは、あなたも町村会にお
いて、汚いびろうな表現ですが、うんこ、小便、ごみ、みんな佐和田へやれと、中央が
責任持つべきだという町村長の空気の中で、うちの町村長は庁舎が欲しいがばかりに、
我慢せんかと、後のけんかは後ですればいいということで受け取ったのです。そう
いったことももうさっと忘れてしまって、新たにオーバーホールせなければならぬ、
危険施設になったから、やりますなんて話をあなたはこうやって申し上げてお
りますが、それとて八幡町民が果たして庁舎も持っていくというようなあなたにうん
と云うかどうか、考えてみた方がいい。

それと、もう一つ、余談ですが、通告しておりませんが、クリーンセンターだ
ってそういう意見を金井の大先生が吐いております。財政上一元化した方が効率が
いいのではないかと。ばかなことを言うなと私は言いたい。何にも知らない素人
が言うのだと。故障したらどうするのだ。それから、今せっかくまだ使える施設
をなぜそんなものに急いで一元化しなければならぬ。まさにそんなものは佐和田へ
やってしまうのがいいのだと、こういうような発想から来ているのです。

それと、もう一つ、佐渡病院について、あなたはまだどういう具体的な計画である
のかどうかということについてしっかりつかんでいないから、どうも言いようがない
というようなことを言っていますけれども、新聞紙上ではあそこの担当事務長の末
武さんといったかな、ちょっと定かではありませんが、その方が言ったことは、
応分の負担が幾らぐらいだと聞いたら、最低30億ぐらゐの出資は佐渡市にお願い
したい

のだと、こういうことを言っております。しかし、それもあなたがそれはできなければできぬでいいのでしょうけれども、そこへいくまでに、あれは民間企業です。民間企業として、どう効率をうまく合築、合体をするかということの折り目、けじめを全然あなたはつけていない。佐渡市に赤字を抱えて苦しんでおる市民病院を持っておきながら、今のような発言を、議会と相談してやりますということを言うのです。これは、責任あるリーダーの発言ではないです。何が何でもおれはやりたいのなら、頭たたかれても、次の選挙に落ちても、おれはこういう考えを持っておるのだという信念を述べるというやはり責任ある習慣をつけていただきたいと、こう思っております。

それから、私が言ったことで気になるのは、公債と税収のバランスからこよなく赤字再建団体に進んでおるのではないかという根拠を示せということを言っておる。根拠は、財政が逼迫しているということ以外何にもないではないですか。このままやっていけば、あなただって再建団体になる可能性があるということ認めておるでしょう。たくさん費目、項目がある中を一々私上げて言いませんが、いずれ、では次の議会でそれ専門で質問をいたしたいと思います。時間がないので、それについてのお答えはいたしてくれるなら受けたいと、こう思っております。

さて、庁舎、寝た子をまた起こすような話をやったと。齋藤総務部長がいわゆる会派長会議に来て話をしたときに、私はその話を申し上げました。一たん膠着して、落ちついたのではないかと私は思っておりました。そしたら、また金井の市民につつかれたのかわかりませんが、金井に少なくとも部内の検討すると10億かかる議会棟を持っていきたい。何のために必要なのですか。そんなものやったら、議員が立派になるのですか。今でも費用対効果に反する議員がおるなんて市民に言われている中に、そんな新しいものを建てて、そんなところへ入れて、何の効果がありますか。議会の評判はどうなるのですか。能率、効率は上がるのですか。こういうことを考えて、しっかり言葉を選択して言わなければなりません。

それと、私はここに言っておりますが、財政が逼迫するという原因の一つに、あなた自らの自分の土地の真野小学校なんかはまだ大丈夫だから、やめなさいということを申し上げました。そのときにあなたは、それも一つ検討のうちだと言っておりましたが、とうとうやることになって、本予算にのってきておりますね。新穂小学校しかり。どっちが危険性があったのか。危険度によって、一つは建てるというならまだかわいげがあります。ぜひ建てたいと、こう言っておる。ところが、それより危険だった相川小学校は一時しのぎをしておりますけれども、床が落ちたという危険校舎です。沢根小学校には文科省が耐震装置をつくれという決定しておったのを、前の教育長は何を考えたか、自分がそこの校長でありながら、予算がないといって放棄した。そういう無責任なことを放棄しながら、新しい仕事に手をつける。まさに選挙のあなたのこれは準備ですね。しかも、口悪く私におっしゃる人は、ある強力な支援者が高野さんにやれ、やれと言うのだと、そうしないとおれが飯食っていけぬと、だから約束どおり高野さんはやるのだと、こういうことを申しておる。まさに聞くにたえぬ風聞を言う人がおります。しかも、新穂も真野も、すべてその業者のまさに金城湯池、仕事のエリアです。そういったことは、私の勝手な思い、憶測ですから、あなたが聞こうと聞くまいがどっちでもいいですが、そんな世間の中で、これもすべて財政が心配だということから起きているのです。だから、一元化なんていうようなことはしばらくやめなさい。やるのだしたら、庁舎本社を全部佐和田へ持ってこい。300人入れて、30人の議員が入って、十二分に機能できるキャパがある施設がありながら、そんなものを金井へ行って10億使うなんていうのは、まさに財政を無視し

た市長の発言であります。そういうことを申し上げておきます。

時間がありませんので、次に私がぜひお願いをしておきたいと思っておくことは飛行場です。市長、あなたは佐和田の商工会に来ておって、ことし1年待ってくれと、だめなら来年は他を含めて考えると、こういう発言をしました。しかし、それはあなたの単純なる思いでしょう。そうしたいという理想でしょう。あの泉田さんが、赤字県民債出している泉田さんが、あなたの言うことを、おお、そうか、それならそうするかとのみですか。私は、絶対のまぬと思います。そういう軽々に思いつきな発言をやると、市長の言うことは神様に次いでやっぱり市民は重大に感ずるのです。だから、ひとつそういうことを含めて、責任のある発言をやってもらいたい。これについても責任のある回答をいただきたい。

以上、あと少し残りますが、それはまた質問をとっておくことにして、お願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） それでは、大澤議員の質問にお答えしたいというふうに、いろいろ言っていただきましたが、まず本庁の問題で凍結したというのは私も聞いたことがないのですが、当面はやっぱり分庁方式でいかざるを得ないのではないかとすることは申し上げました。当然そのとおりだというふうに思います。それから、我々も何が何でも立派な建物を建てるというふうに思っているわけではありませんし、議員の皆さん方も当然そうだというふうに思います。この非常に切迫した中で、ではどういうふうにするのか。しかしながら、今のままでいきますと非常に、本当は一番人件費が高うございまして、議員が言われるように職員の上の方はみんな高給取りだと言われるとおりで、その連中にはどんどん働いていただかなければまずいわけです。ところが、これだけ長い議会の間、非常にこっちで拘束されると、本庁との職員との指示命令もなかなかうまくいかないということもあるのは当然皆さん方もご存じだというふうに思います。その折り合いではないのでございましょうか。そういう意味で、あくまでも議会の納得あるいは市民の皆さん方にもいろんな意見を聞きながら、できるだけ本庁機能は一つにした方がいいのではないかと。ただ、昔考えたような立派なビルディングをつくるなんていうことはあり得ない話ですし、できるだけ今までの残った施設を使う、あるいはできたら借地よりも所有地において、仮庁舎でも、そのようなスタイルでも次の光が一応一定のところまで落ちつくまではそういう形で事務だけは近くでとらせてほしいというのが現在の願いでございまして。そういうふうにご理解いただきたいというふうに思っております。

病院についてお話がありました。病院は、佐渡病院がどういうふうにお話しされているか別として、我々はあくまでも市民と、それから議会が納得していただく金額しか出すわけにはいきません。それは、当然のこととございまして、私が納得して、そのまま出せるわけでもございせん。希望は希望で、時々うわさで聞いたり、お願いしたいという話が回り回ってくるということはあるかもしれませんが、我々は皆さん方のこの場に提案しなければ、お金は一銭も出せない状態であることをご理解いただきたいというふうに思います。当然市の病院の膨大な赤字があります。昔と違って、医者確保が非常に難しい状況が続いておりまして、それに伴って診療報酬のカウントが非常に厳しい状態になっているということは皆さんと情報を同じにしておるところでございまして、ご理解いただきたいというふうに思います。

し尿処理場についてのお話がありました。汚いものはどこかという話は、合併後はできるだけないよう

な形で公平に進めたいというふうに思いますし、し尿処理場のもし統合等になりますれば、それによって浮いたお金は佐渡市民のものでございますので、膨大なロスはできるだけなくしたいというのが願いでございます。ごみやし尿等も、人口も少のうなっておりますし、下水のつなぎ込みも進んでおります。そういう意味で、今後は少しずつ減っていくのではないかとというふうに考えております。リサイクル等で生ごみなんかの個人の処理も結構進んでいるようでございまして、こういうご理解を得ながら、地元の方々に納得をしていただかなければまずいのではないかとというふうに考えているところでございます。

財政の問題をまたお話しになりましたが、いつも申し上げているように窮迫していることは間違いありません。そのために、職員の数の減少やその他、あるいは我々がこの次にまた選挙があるというのも合併の特例が切れて、選挙ということにもなっているわけでございます。ご理解いただきながら、着実にコストは下げる。ただ、問題は、それに見合うだけのスピードで収入も減る、そのバランスがどこにあるかということではないかとというふうに考えているところでございまして、やはり住民にとって必要なものは必要でございますし、その折り合いをつけながら前進していきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） まさに時間ありませんので、端的にお願い申し上げます。

庁舎に関しては、そういった約束があったことは知らないとあなたは言っていますが、議事録に残っておるはずですよ。それはいいと。ただ、要するにつくりたいという、一つにしたら職員の効率が上がるという、そういう論法は私はおかしいのではないかと、そういったことがすべてに波及して、私が申し上げているようなことになっておるのだと。

では最後に、借地のところに言うなら公金をつくって庁舎の建築というようなものはあり得ないということを上級機関からも指導を受けておりますが、金井の土地は3分の2は借地です。そんなことを考えると、ではあそこに本庁は置けないということになるわけです。ですが、私はそんなものをみんな持ってこないなんて言っていない。今ある中で住民感情を和らげてバランスをとりながら、予算がちゃんと落ちつくのを待って、その時期にまた考える必要があればいいのではないかとということを申し上げておるのです。ぜひひとつそういうことをお考えいただきたい。

以上でございます。時間ありませんので。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁よろしいか。

○54番（大澤祐治郎君） 答弁要らぬ。同じことしか言わぬ。どうもありがとうございました。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で大澤祐治郎君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩します。

午前 11時03分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

白杵克身君の一般質問を許します。

白杵克身君。

〔5番 臼杵克身君登壇〕

○5番（臼杵克身君） 香炉峰の雪はすだれをかかげて見るというような風情のない暖冬で、異常気象の反動が心配されております。災害のない年でありますことを祈るものであります。

通告に従いまして、高野市長に質問をいたします。1点目でございますが、副市長制度移行についての基本的な方針についてお伺いをいたします。地方自治法の一部を改正する法律が昨年6月7日に施行された。第161条第1項で、市町村の助役にかえて副市長を置く。同条第2項では、副市長の定数は条例で定める。第167条では、副市長の職務を定めております。今定例議会にも関連の条例改正案が提出されております。私は、平成17年第2回定例会で、病院事業などについては地方独立行政法人化を図るべきではないかという認識から一般質問をした経過がございます。大分時間も経過いたしました。どうも市長におかれましてはその考えがないようでございますので、この4月から副市長制度導入に関連して、次の4点をお尋ねいたします。

まず、1点でございますが、市長の基本的な方針についてお伺いをいたします。

2点目は、副市長制度のメリットは何かということをお伺いいたしたいと思っております。

3点目に、副市長に期待するものは何であるか。

4点目につきましては、副市長就任に当たって、各助役からの抱負を伺いたいと思っております。

次に、5点目ですが、長の権限の事務の一部について、副市長に委任することができるとされております。2人の副市長を公営企業事業の管理者にそれぞれ選定したらと思うが、その可能性についてお尋ねいたしたいと思っております。また、可能性があれば選定する考えがありますか、お考えをお伺いいたします。

2点目でございますが、外部監査制度の活用を図るべきではないかということで質問をいたします。2月5日の日本経済新聞のトップ記事によりますと、総務省では2008年度にすべての地方自治体に4種類の財政指標の公表を求め、そのうちの一つの指標でも基準を超え、悪化すれば、財政健全化計画の策定や公認会計士などによる外部監査を義務づけると。第三者が財務内容を点検し、改善に向けた意見を表明することで、自治体に早期の財政の立て直し等を促すという趣旨のようではございます。公表を義務づける四つの指標としましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、債務残高の負担度合いをはかる指標、四つ目が将来負担比率が示されております。今通常国会に関連法案が提出され、成立した後になるため、実際には08年度決算をもとに判定することとなっているため、2年先の課題ではあります。

そこで、次の点をお尋ねいたしたいと思っております。1点目でございますが、これにかかわる総務省からの通達や情報はありますか。あれば、あった時期とその内容を示してほしい。

2点目でございますが、先ほど申し上げました4指標に対する現時点での佐渡市の財政指標を示していただきたい。

3点目でございますが、四つの財政指標の基準を下回っておったとしても、佐渡市として自主的に外部監査制度を実施する考えはございますか。なお、このことにつきましては、平成16年第4回の定例会で同様な外部監査制度導入についての一般質問をした経過がございます。

3点目でございます。特定健診が義務化されたことへの対応準備をお尋ねいたします。昨年6月に医療制度改革関連法が成立しました。08年4月から医療保険運営者、国保などでございますが、に対して健診の義務化、これは特定健診というのだそうでございますが、や保健指導の徹底化が求められることになり

ました。これは、毎年ふえる医療費抑制の一環であり、国では2025年には医療給付費が56兆円に達すると試算をしております。患者負担をふやす一方で、生活習慣病の発症予防や平均入院日数を短縮することで、2025年の医療給付費を約8兆円抑制できると試算しておるようでございます。

そこで、佐渡市の対応準備についてお尋ねをいたします。1点目でございますが、医療保険運営者として、市の取り組み状況はどのようになっていますか。また、市が直接関与しない国保加入者以外の者と市との関係はどのような対応になりますか。

2点目でございますが、平成19年度予算に関連する施策が盛り込まれているか。あれば、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

3点目でございます。本制度の実施による市の医療給付費の抑制の試算額等はされておりますか。もしされておりましたらどの程度であるか、お聞かせをいただきたい。

4点目です。糖尿病などの生活習慣病に係る国保の医療給付費はどの程度の割合になっておられますか。

5点目です。生活習慣病の有病者、病気を有しておる者、それから予備軍の実態を把握しておられますか。もしおれば、性別あるいは年代別にお聞かせいただければありがたいと思います。

6点目ですが、健診率を高めるための具体的な方策と生活習慣を改善する保健指導をどのように実施するか。保健師の配置計画、また小中学校の児童生徒に対する生活習慣病の保健指導の現況等をお伺いいたします。

4番目でございますが、鳥インフルエンザ対策についてお伺いいたします。この通告を出した1週間後に、宮崎県では知事が終息宣言をいたしております。また、家禽の移動もつい最近解除されておることでございますが、渡り鳥はまだ3月いっぱいウイルスを媒体するということも聞いておりますし、また来シーズンも同じようなことが日本のどこかで起こるかもわかりませんということを前提にして質問をいたします。

宮崎県や岡山県で毒性の強いH5N1型ウイルスの発生が確認されました。日本国内では、まだ人への感染はないと聞いております。一たび発症者が出、爆発的な大流行となった場合は、最大60万余の人々が死亡すると想定されております。佐渡市で発生が確認されたとき、市の対応には当然限界があると思います。初動対策等についてのマニュアル等は考えられておりますか、お聞かせいただきたいと思います。また、参考までに鶏舎の数等の把握をされておりましたらお聞かせをいただきたいと思います。

1回目の質問は、この程度でお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 白杵克身君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、白杵議員の質問に対する答弁をいたします。

最初に、副市長制移行、4月1日からでございますが、自治法改正によりまして副市長という形で設置するということでございますが、これについてお答えいたします。今回の改正の趣旨は、地方公共団体における組織運営面での自主性及び自律性の一層の拡大を図るということでございまして、地方自治団体のトップマネジメント機能をこれを強化するというところでございます。目的としたものでございます。副市長制のメリットとして、現行の助役に比べて副市長の権限がより強化され、長の委任を受けて政策及び企

画をつかさどり、自らの権限と責任において事務を処理することができるようになったということではございます。現在のところ、副市長に新たに事務の委任を予定しているところ、ほかの市町村も市長聞きましたけれども、今のところはまだ静観状態で、動きはございません。私どもも今度の改正を機に、今までどうも市長、助役、あやふやな権限の範囲で動いているということもございますので、これを契機に副市長との権限の境界をある程度しっかりしていきたいというふうに考えております。今後この制度を採用することになれば、副市長には従来までの単に内部的な市長の補佐、助役としての補佐にとどまらず、より積極的に政策及び企画について関係部局を指揮監督し、より効率的な行政運営ができるように、その手腕を振るってもらおうということになります。

副市長就任に当たっての抱負については、各助役からそれぞれ述べてもらいます。

それから、公営企業につきましてのお問い合わせでございますが、これについては現在では公営企業法との兼ね合いで今のところではできないということになっておりますが、内容につきましてはこれ総務部長の方から説明させます。

それから、外部監査制度に関連して、一般に言われます破綻法制、つまりチェックを総務省からされると、新しい地方公共団体の再生法制についてのもう既に説明会が行われました。ただ、内容につきましては、指標の具体的な数値の明示がございません。現在恐らく総務省の方で準備中であると思われますし、それにつきましては出次第、我々も自らの数値等の比較検討をしていくということになります。それぞれの概要につきましては、四つの数値が出るということで新聞紙上等説明があります。これにつきましては、詳細、説明会の内容等につきまして、財政課長に答弁させたいというふうに思います。

それから、外部監査制度についてお問い合わせがありました。平成16年の第4回定例会におきまして臼杵議員に、平成17年第2回定例会において小杉議員のそれぞれ質問にお答えさせていただいてはおります。これにつきましては、現在先ほど申し上げました四つの指標のいずれかが一定の基準を超えた場合には外部監査制度を強制的にとらざるを得ないということになっているようでございますが、それにはもし入らないとしても、議員は外部監査制度を導入した方がいいのではないかとというお問い合わせではないかということでございます。いずれにしても、客観的なデータのあるいはチェックの仕組みというのは非常に大事ではございますが、とりあえずは個別、今の四つの判断指標をまず見まして、それによって導入の可能性についても検討したいというふうに考えております。

それから、特定健診の義務化についてのお問い合わせがありました。ご指摘のとおり、このたび法改正によりまして、健診、保健指導の実施主体が各医療保険者となることから、市は国民健康保険の被保険者に対するサービスを実施するということになっております。なお、健康保険以外の保険者につきましては各医療保険者が実施することになりますが、これについても後ほど福祉保健部長に説明させますが、現在受診率は非常に低位といたしますか、受診率が低いということでございますので、早急に健康診査、保健指導の対象者の把握と実施体制の検討を含めて、受診率のアップに努めるところでございます。詳細は、福祉保健部長に説明させます。

1から6番目までの件につきましても、福祉保健部長に説明させたいと思います。

鳥インフルエンザに関しましては、来年のトキ放鳥を目指す立場からも非常に関心の強いところでございます。現に宮崎で発生しておりますし、仮に人、鳥、鳥、人、人、人というふうな形でインフルエンザ

が伝播するということになりますと、非常に大きな影響を与えるということになっておりまして、佐渡市単独ではとても対応できないということで、一応県に問い合わせまして、各種マニュアルがあるそうでございます。それに対応して進めるということに、行動するということになります。

質問の島内の鶏舎の数、実情ですが、これは福祉保健部長の方から説明させたいというふうに思います。とりあえず以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 補足答弁を許します。

大竹助役。

○助役（大竹幸一君） 白杵議員の方から副市長への抱負というご指摘でございます。

先ほど市長が申し上げたとおりでございますが、急速に進む分権の中でありまして、自立していかなければならない市政の運営に対し、トップである市長の極めて重大な政策決定が求められるわけございまして、それらに対しまして私どもが少しでも補佐できるという立場で、名に恥じないようにその任に当たっていきたいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、親松助役。

○助役（親松東一君） 白杵議員の方の抱負ということですが、今ほど市長の方からの答弁にありましたように、県内においても今回の法の改正によりまして新たな事務委任を予定しているところはないというようなことで、佐渡市も今後検討を進めてまいりたいというようなご答弁でありました。このことから、名前は変更されても、実務的には変わりがないと、当面は変わりがなしというようなご答弁でありましたが、今ほど大竹助役の方からもお話ありましたとおり、法の趣旨にのっとり、今まで以上に一生懸命頑張りたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 補足説明を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

地方公営企業法における管理者について、改正される副市長が兼職ができるか、事務委任できるかということの問い合わせでございますが、今現在の解釈の中では兼業禁止の条項が生きておるというふうに解釈しておりますので、今のところ考えていないというところであります。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

四つの指標ですけれども、毎年度の収入支出の健全度をはかる指標として実質赤字比率、それと連結の実質の赤字比率がございます。債務残高の負担度合いをあらわす指標として実質公債費比率、それと将来負担比率というものの四つが掲げられております。

なお、現在のところ、総務省の方で19年の2月8日に県の担当者を対象にして、新しい地方公共団体の再生法制案に関する説明会というものが開かれたのですけれども、その資料と新聞等で報道されている情報しか今のところ入ってきておりません。その概要の中で試算を現在しているところですが、国の方で四つの指標の再生判断の比率の基準をどこに置いているか、まだ示されていないということで、今は国の情報を待っているというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） それでは、特定健診関連につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、取り組み状況、それから国保加入者以外の者と市との関係関連でございますが、市の場合、糖の代謝異常や高血圧症、それから血圧の異常者の率が県平均より高いと言われておりまして、本年度につきましても関連する補助事業を取り入れて、積極的に推進しております。それから、特定健診の保健指導関連でございますけれども、これは当然義務づけられるものでございますが、佐渡圏域の状況を考えますと、社会保険などの他の医療保険者に保健指導ができる専門職がほかの圏域と違ひまして少のうございまして、恐らく市へ委託してくるのではないかなというようなことも想定されるわけでございますが、その辺のところは早急に関係機関と現在調整を行ってということで始めてございます。

それから、2番目の関連施策、現在19年度予算に反映されているかというご質問でございますが、18年度から引き続いての事業が主なものでございますが、国保ヘルスアップ事業、これ生活習慣病の予防教室等を中心に行っているものでございます。それから、地域の住民組織などのお手伝いをいただきまして、保健推進事業も行っております。それから、全体的に広めるというような意味で健康フェスティバルあるいは人間ドックの補助事業というような形で新年度も実施する予定にしております。

それから、医療費の抑制の試算ということなのでございますが、大変恐縮なのですけれども、私どもとしましては、ある一定の検証期間を置かないとなかなか把握できないというようなことで、現時点では試算してございません。

4点目でございますが、生活習慣病の国保の医療費の割合のご質問だと思いますけれども、医療費の受診に対する負担割合が異なる算出がちょっと難しいものですから、総医療費の中からの推計でございますが、これは年でございますけれども、平成18年の1年間、これらの疾病に係る医療費は11億1,859万8,000円程度でございます。総額が49億7,974万でございますので、パーセントにしますと22.5%を占めてございます。それから、老人医療の方でございますが、その国保分としましては21億4,374万7,000円となつてございまして、総額の65億6,179万8,000円でございますので、パーセントにしますと32.7%を占めてございます。

次に、5点目の有病者あるいは予備軍の実態はどうかということでございますけれども、実際のこれも調査の数値はないようでございまして、国民健康保険の疾病分類医療費から推計しておるわけでございますが、平成18年におきましては国民健康保険と老人保健の方を合わせまして11万4,334件というふうになってございまして、全受診件数が38万1,180件だそうでございますので、ちょうど3割を占めてございます。それから、予備軍についてでございますが、これ基本健康診査結果から推計をしております、受診者全体の4割、42.5%になりますが、が予備軍ということで把握してございます。男性はそのうち40.2%、女性が43.9%の方がということで、女性が若干高くなつておるようでございます。

最後の保健指導体制の配置計画と教育ではということでございますが、現在といいますか、この18年から老人保健関係も改正ございまして、特定高齢者の要支援のおそれのある方などのチェックというような仕事も入っております、それから全体的な職員抑制の中での専門職を中心にした保健指導体制というようなことで厳しい状況にはあるのでございますが、平成20年度に向けて、現在検討をしておるところでございます。

それから、小中学校の児童生徒に対する事業といいますか、食育関係でございますが、県の国保連の事

業で個性豊かな保健事業というようなものをモデル事業として実施してございます。それから、関係機関が連携して世代間交流の会というようなことなどで、その中で小児肥満予防の学習とか、あるいは子供たちでの料理教室などを行いながら、その中で生活習慣病の予防学習をしておるところでございます。

鳥インフルエンザの関連の補足答弁でございますが、島内には愛玩用といいますか、少ない鶏の飼いの鶏舎が約200カ所あるそうでございます。それから、経営としての1,000羽以上飼っておられる鶏舎が2カ所あるそうございまして、そのうちの1カ所は今月いっぱいで廃止というようなお話も聞いてございます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） それでは、副市長制度の関係、公営企業に抵触するという、多分常勤の職員の7条の2項の関係だろうと思われませんが、それはそれでわかりました。

それでは、今回市長の権限の事務の一部を委任することができるというような形になっておるわけですから、何とかこれは最大限法の趣旨を利用して、長の権限の一部をそれぞれの副市長に委任することが私は必要ではないかというふうに考えておるわけです。単に、表現は余り妥当ではないか知らぬけれども、化粧がえだけというのでは、本来の今回改正した地方自治法の改正の趣旨に当てはまらない。せっかくそういう法の改正の趣旨があるわけですから、ぜひ市長権限の事務の一部について副市長に委任するというようなお考えは、今具体的に例えばどこかの一部門をというような考え方はございますか。全くこれから考えるというようなことでしょうか、その辺について市長にお伺いしたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） これにつきましても今助役あるいは総務部長と常々相談しているわけですが、大きく二つあって、一つは組織横断的な調整機能、これは既にもうやっているところでありますが、政策の立案、それからその執行というふうにして、要するに執行役員と組合長みたいな形にするのか、あるいは政策の立案の部分のあるジャンルを分けるか、あるいはそれもやっぱり今職員がやっているように、仕事の棚卸しをある程度執行部はやりづらいのですが、考えながら精査していこうというふうに考えているところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） それでは、外部監査制度についてちょっとお伺いします。

先ほど四つの指標、まだ国の方から具体的な基準が示されていないということ、それはたしかまだ法がこれからということで理解できますが、県の担当者会議の場で説明をされたという資料が市の方へも届いておることですが、その考え方について、財政課長にお伺いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

実質赤字比率については税収や交付税に対する普通会計などの赤字額の割合を示すものでありますし、実質公債費比率等については18年度からうたわれているものですが、税収や交付税に対する地方債などの返済負担の割合を示すというような四つの指標なのですけれども、これの指標については、先ほども申し

ましたが、国で言うどこからどこまでが財政早期健全化の計画を立てなければならないというようなまだ基準ができていないということで、実質公債費比率については今のところ18%というように言われているのですが、その数字が15になるのか20になるのか、その辺の国の判断を見てから考慮したいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） まだ国の方がはっきりしていないということで、たしか答えづらいのだろうと思うのですが、特に将来負担比率の内容として検討されているいろいろな項目が今おわかりでしたらお聞かせいただきたい。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

将来負担額の内容として国の方で検討しているものについては、一般会計等の地方債の現在高、それと他の会計の地方債の現在高、それと債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給の予定額、それと連結の実質の赤字等を考えているということでございます。

そのほかについては、第三セクター等に関するものも含むということで国の方では示しております。

○議長（梅澤雅廣君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 今お聞きしましたが、私は特にこの四つの指標の中で将来負担比率というものに強い関心を持っておるわけでございまして、佐渡市におきましては債務負担行為に基づく支出予定額の中に将来国営・県営総合土地改良事業の負担金にかかわる市の負担額などが考えられます。こういうものを将来的な負担を考えますと、今指標が示されてはいないとはいえ、感覚的に考えて、国の基準というのは佐渡市にとってはかなり非常に厳しい基準が示されるのではないかなというふうに想定をいたしておるわけですが、そこで先ほど申し上げましたように、地方自治法の第199条第6項の規定による行財政による個別監査、個別外部監査、これを自主的に実施したらどうかと先ほどご提案申し上げたわけなのですが、予断を持っての答弁はできないかもしれませんが、再度市長にこのことについてお聞きをいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 確かに今までのやり方の中のある意味ではもちろん監査はしているわけなのですが、客観的な目から見てどういうふうな位置にあるのかと、あるいは数字のとり方がいいのかどうかと、あるいは夕張みみたいなことはないわけですが、それでもさっき言いましたように客観的第三者の目というのは必要だと思っていますので、検討させていただきたいと。

○議長（梅澤雅廣君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） この外部監査というのは、監査委員の監査にかえて行う監査でございますので、先ほど市長も答弁があったように、第三者の目を見て、その自治体の経営がうまく機能しているかどうか、いろいろな総合的に監査をしてもらえるわけですが、今回の国の示しておる案ではあくまでも個別監査というようなことでございますので、ぜひ財政とか行政、その部門に限っての個別の外部監査導入について、積極的に考えていただきたいということをお願いして、次にいきます。

特定健診でございますが、保健指導面で保健師と管理栄養士が果たす役割が非常に重要だとされておりますが、保健師と管理栄養士の今の配置体制はどのようになっていますか、それについてお伺いいたし

ます。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

まず、保健師の方でございますが、現在市の職員には30名おります。本庁に13名、出先といいますか、支所関連に17名配置をしてございます。本庁の13名と申しましても、保健事業の方ではなくて、介護保険の指導とか、精神の方の指導とか、そういうことで4名担当させてありますので、除きますと9名でということでございます。

それから、栄養士のことですが、病院とか老人施設関連施設で7名ほどおるのですが、特定健診、健診等に従事することはちょっと難しゅうございます。現在本庁に10名配属されておまして、そのうちの4名が管理栄養士という資格を持っております。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 昨年4月ですか、保健師は本庁の方へある程度吸い上げたというようなことですが、この1年間、健康指導、保健指導等をやってみて、本庁へ引き揚げたことによることと支所に配置してあったことによる利点と、どちらかの差といいますか、メリットがあったとかなかったとか、その辺はまだ1年たたないのですけれども、感覚的にどのように考えておりますか。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） 18年度は、新しい体制で組んでみたわけなのでございますが、本庁の方の係が一応3係を設定しまして、それぞれということでございますので、各支所に行きますと原則1名以上保健師体制になっておるわけでございますが、同じ、一緒に事業の指導というのはなかなか日程等で難しい面がやってみるとあるようでございます。そういう意味では、ちょっと若干これから検討していかなければいけないと思うのでございますが、先ほど言いました介護保険の特定高齢者を抽出する作業なんかも初めてでございますので、いろいろの調整をしなければいけないことが起きております。それを1年検証したことを踏まえまして、19年度は同じような形で進めて、そして20年度に向けて体制を検討していきたいと思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 管理栄養士が4名で、そのほかは栄養士だということですが、管理栄養士以外の栄養士の方々について、教育、研修の場を与えまして、管理栄養士の資格を取らせると、取ってもらうという、そういうお考えはございますか。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

保健師も含めまして、特定健診の推進のリーダーといいますか、資格者は市町村の担当、県の方で指導、教育をしていただきながら進めていくというようなマニュアルになるそうでございます。そんなところで、できると思うのですけれども、施設に専任の栄養士さんたちというのは人事異動等で動かせば可能でございますので、取っていただいて、健診のお手伝いをしていくというのも可能かと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 先ほど有病者の率と、それから予備軍の率をお聞かせいただきましたけれども、年

代別というのは別に押さえてはいませんか。わかりました。

国の方の厚生労働省の資料、これ平成16年の資料を見ますと、年代別に40歳から74歳まで、有病者率と予備軍の率が載っておるわけですが、それを見ると、有病者率というのはどうしても年代が加齢してくると多くなっておるようです。先ほど全体では有病者の部分が3割、それから予備軍が42.5ですか、4割というような割合だというふうにお聞きしましたが、それからだけでは直ちに判断できないのですが、やっぱり佐渡の場合は高齢社会が現実到来しておるというようなことで、国の率よりは有病者率もそれぞれもう一つの予備軍の方の率も高いのではないかとと思われるのですが、それについてはどのようにお考えですか。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

高いと思います。国民健康保険の対象者に対する健診というのは市の義務になるわけですが、国民健康保険以外の保険者の対象の方というのは今のところ市の責任はないわけなのですが、佐渡の状況を考えますと、どうなるかあれなのですが、そんなことでかなりの全面委託といいますか、そういう業者に委託するというような形をとらざるを得ないような状況になろうかと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 今ほどお聞きしましたが、いずれにしても佐渡市の場合は高齢社会ということで率は高いと、それぞれ二つとも率は高いというふうに考えられるという答弁でございましたが、この後この健診率を高めるためには、市のスタッフだけではやはり限界があるのではないかと思います。先ほどもちょっと話ありましたが、民間の組織などの力をかりる必要が当然出てくると思うのです。この準備期間中の19年度中に今後どのような取り組みをして構築をされていくか、その辺について市長、また部長からお伺いしたい。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

今議員のお考えのとおり、健診率を高めるためには、それぞれの個々の受けるという意識といいますか、それが大事だと思いますけれども、今後は検診センターへの全面委託とか、あるいは医療機関の方の協力を得て個別検診とか、それらを併用して率を高めるというようなことが一番大事だと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 昨年開かれた市の医療シンポジウム、そこで県の福祉保健部長の鈴木さんが示した資料の中に、施策の1としてこんなことが書いてあるわけです。生活習慣病予防の戦略的推進ということで、1に運動、2に食事、しっかり禁煙、すこやかライフと、こういうスローガンを掲げておるようですが、佐渡市としてもこういうスローガンをぜひ掲げて、来年度以降の積極的に特定健診の健診率を高めるようにひとつご努力をお願いしたいということをお願いしたいと思います。

次に、鳥インフルエンザのことですが、佐渡市の対応には限界があるということで、それは私もよくわかっておりますが、先ほど市長からも当然発生した場合は市としての限度があると、県と連携をとりながら対応したいというようなことでございますが、ことしの状況を見ますと、市のホームページ、それと市の広報紙にお知らせ程度で載っておるのです。それを見ると、市としてのものではなくて、これ

は県の地域振興局農業振興課ですか、農業振興課生産振興係といういわゆる県が「家禽の異常の有無確認と、異常発見時の早期通報を」というような見出しで出しておるわけです。この程度しか載っていないです。いたずらに不安をあおることも問題だとは思いますが、市としての考え方というの、対応というのが全く前面に出ていない。あくまでも県から来たのをそのままホームページあるいは市の広報紙に載せただけというような程度にしかとらえていないわけですが、これはぜひもう少し、いざそういう事態が発生した場合、これ日本全国どこで発生するかということは全く予測できないわけです。全く来ないかもわかりませんし、あるいは急に佐渡にそういう事態が発生するかもわかりません。そういう県の示したマニュアルというようなものが先ほどあるというようなことですが、その辺について大まかの中身といいますか、わかったらお聞かせいただきたい。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

確かに市としてのそういう行動計画、マニュアルはございません。新潟県には、福祉保健部長を本部長とします対策推進本部がございます。今の段階、私どもの認識は、特に佐渡も渡り鳥等の飛来地ということは認識しておるのでございますが、鳥と鳥というような感覚が強いものですから、即行動をとるというような体制はとっていないのですが、現在県の出先の指導で動くという形だけでございます。そんなことで、また関連部局と早急に検討させていただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） いずれにしても、市の対応としては限度があり、これからだという、県の指導を得ながら動きたいというような、そういうことでございますが、これはやっぱりもしそういう事態が発生しますと一種のパニックになりますから、そのときには住民にも不安を与えないような、事前の説明ができるような体制といいますか、市としても、そういうものがどうしても必要かと思われませんが、その辺について市長のお考えをお伺いします。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 確かに今遠方で発生しているということもあって、県任せばかりではまずいのではないかと。対応ができる、できないにはかかわらず、構えが大事だと思っているので、ご意見として十分伺わせていただきます。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で臼杵克身君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 2時24分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大場慶親君の一般質問を許します。

大場慶親君。

〔41番 大場慶親君登壇〕

○41番（大場慶親君） 3月定例会、予算審査もありまして、長丁場でございますが、お時間をいただきましたので、私の一般質問をいたします。私は、大きく5点に分けて質問いたします。

まず最初に、佐渡空港拡張整備計画について質問いたします。代表質問から午前中の大澤議員の質問にもありましたが、これから佐渡空港拡張整備計画について質問いたします。平成3年11月、第6次空港整備計画5カ年計画に組み入れの閣議決定され、ことしで16年目です。この間、地権者交渉に当たり、同意取得による事業化に向け、折衝を重ねてきたが、平成14年10月に旧金井町の地権者1名が同意し、同意率100%になった。全体では99名中同意者数90名、同意率90%になったが、その後佐渡市になって3年になるが、一向に進展がない。庄内空港では昭和57年に空港建設予定地が決定され、61年に同意取得取りまとめ開始、62年には用地買収開始、63年6月には工事着手し、平成3年10月に開港し、供用しています。ほかの空港でも大体2年から3年で同意取得して、工事に入っています。佐渡のように16年も地権者交渉しているところは、ほかに例がないであります。

（1）、市長は公約の中で掲げておりますが、佐渡市になって3年になるが、同意が得られていない。あと1年で同意が得られるのか、市長はどのように考えておりますか、伺います。

（2）、全く別の場所への候補地を選定すべきと考えるが、市長の所見を伺いたい。

次に、国道350号線バイパスについてですが、国道350号線は朝、夕方のラッシュで停滞し、日中は下水道工事のため片側通行で30分ぐらい待たせることもあり、佐渡汽船の船に乗り遅れた人もあるように聞いております。県に働きかけ、早期供用開始を願うものでございます。

（1）、一部供用開始はいつごろか。

（2）、佐和田から国仲線までのルートは決まっている。しかし、国道につながる貝塚、大和方面ルートを集落説明しているが、理解が得られていない。今後の対応をお伺いいたします。

次に、本庁機能の整備についてです。議会関係、教育委員会等を本庁に一極集中すべきと考えるが、市長の所見を伺いたい。

次に、環境問題について。市長は、施政方針では「美しく、環境にやさしい島づくり」と述べておりますが、環境問題は他人事ではなく、地域住民の生活にかかわる課題でありながら、これまで市町村は他人事のように考え、基本計画づくりには関心はなかった。道路沿いの田畑に空き缶、空き瓶、ビニール類が不法投棄されているのを見かけることは少なくない。林道沿いには大型電気製品や農機具の残骸、自転車、タイヤ等が不法投棄されている。これらは、一部の住民の心ないしわざといっても、住民が自己の利害に走り、公共心が薄れかけ、モラルの低下によるものでしょう。17年9月より10人の不法投棄監視員が委嘱されて、活動されていますことに感謝と敬意を表するものでございます。

（1）、不法投棄監視員の活動状況について伺います。

（2）、昨年、一昨年とボランティア組織によるクリーン作戦を実施しています。また、昨年は市民一斉清掃を実施している。ことしも地区ごとに広く市民に呼びかけ、実施してはどうかと伺います。

（3）、19年度の施政方針で、不法投棄対策では、不法投棄撲滅のためのボランティアによる不法投棄監視員100人体制を目指す、地域住民の協力を得ながら不法投棄のない島づくりを目指すとありますが、詳しい内容についてお聞かせください。

大きい5番、農業振興について伺います。今年度から導入する品目横断的経営安定対策は、すべての農家を対象にした担い手の経営に着目して、所得政策に大きく転換した戦後最大の農政改革となります。今までの全農家一律助成するばらまき型から、担い手と呼ばれる農家だけに支援を集中する農業構造の転換を図る政策であります。該当する要件としては、個別経営では認定農業者対象に4ヘクタール以上、集落営農は20ヘクタール以上と厳しい条件であります。

(1)、認定農業者の4ヘクタール以上の要件を満たしている件数はどのくらいか、集落営農組織はどのくらいか、伺いたい。

(2)、農地・水・環境保全対策の推進状況について伺いたい。国と地方が2007年度から地域の農村環境維持活動を支援する農地・水・環境保全向上対策で、一定規模の農業者の所得を保障する担い手対策と並ぶ新農政策の柱、農業が担う地域対策として農道や水路の維持管理など地域の農地保全活動を国と地方が支援、活動に周辺住民の参加を呼びかけ、農家だけでなく、地域ぐるみで農地を保全するのがねらいであります。国は、活動計画の策定など一定要件を満たした組織に対し、水田10アール当たり4,400円を支援水準とし、国と地方、県と市町村、半額ずつ補助する仕組みであります。推進状況について伺います。

以上、1回目の質問終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 大場慶親君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、大場議員の質問にお答えいたします。

最初に、佐渡空港の拡張整備計画についてお問い合わせがありました。空港用地の地権者同意につきましては、平成14年に1名の同意を得た後、質問のとおり新たな同意はございませんが、私自身も地権者の訪問を重ね、話し合いができる状況をつくり上げてきました。かなりの分野で条件闘争に近いところまで入っていると自分では考えているところでございます。ただ、地権者の微妙なことでございますので、毎回毎回同じ答弁して申しわけないのですが、現在もうしばらく今の体制でやらせていただければというふうに思っているところでございます。

それから、場所を変えたらいいのではないかというお話がありますが、そのときは、国は例の空整はもうなくなりましたが、県とかなり突っ込んだ話が必要になってくると思いますので、そのところも県の考え方もある程度一緒になってやりませんと、二人三脚体制が崩れるということでございます。

それから、国道350号線国仲バイパスについてでございますが、これについて一部供用の開始は、今はっきりしているのは国仲バイパスの市道八幡幹線3号線から県道辰巳中興線までの区間を平成19年度中に供用開始が予定されているというふうに聞いております。ご指摘の通称国仲線より先の国仲バイパスにつきましては、一昨年から金井新保、貝塚、大和の3地区ヘルート等について数回にわたり説明会を開いております。その中で、貝塚地区で一部修正が必要になり、関係者数名と現場確認調整を行ってりましたが、ほぼご理解いただいたというふうな状態でございまして、その見通しのもとに、今月中に再度地区への説明会が予定されております。住民のご理解いただいた上で、できるだけ早く進めていきたいというふうに考えております。

それから、本庁に一極集中すべきであるというお考えでございます。これにつきましては、先ほど大澤

議員のときにもお話ししましたように、本庁機能に集約する、この議会ばかりではありませんで、ほかに分散、分庁しておりますが、非常に物によっては機能面で大きなマイナスをこうむっているというところもございます。議会の間じゅう幹部職員が拘束されてしまう。それから、その間仕事ははかどっていかないという大きな問題で、市民からも批判を受けているところでございます。ただ、このような財政状況の中で、すぐ新しい建物を建てるかといいますと、これもまた市民感情からも非常に問題があるのではないかというふうに考えておりますので、喫緊の必要には迫られておりますが、そこのところの土地の問題、それから至って軽装の建築物あるいは既存の建物の利用等を考えながら、視野に入れながら、できるだけ早い時期に集約化を目指したいというふうに考えておりますし、先ほどもお話ししましたように、議会の皆さん方と十分協議という形で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、不法投棄監視員の活動状況についてということでございますが、平成17年から設置をし、現在21名の体制でやっておりますが、新たにご提案申し上げた中で100人分の、合計100人の監視員の設置をお願いしているところでございます。現在放置自動車が1,215台、不法投棄箇所が332カ所の確認ができておりまして、とりあえずは典型的なところから法的措置もとりながら、強硬にこの問題の解決にこしは邁進をするというつもりでございますので、ご支援のほどよろしくお願いしたいというふうに思っております。

それから、一斉清掃等につきましてのお問い合わせがありました。これは、いろんな清掃イベントも含めて、地域の皆さん方にご理解いただく。テレビ等を使いまして、市民の認識を新たにさせていただくと。不法投棄を回収しても、また捨てられては元も子もありません。一部法的な措置も含め、かつまたみんなに、子供さんも含めて、回収のお手伝いをしていただくことで民意がそちらの方へ向いていくように、トキの飛ぶ美しい島づくりの市民行動という形で進めさせていただきたいというふうに思っています。これにつきましては、道路のごみ一掃1万人大行進など、いろんな企画を掲げていきたいと考えております。詳細、市民環境部長の方から説明させます。

それから、農業振興についてお問い合わせがありました。集落営農や品目横断的経営安定対策につきまして、佐渡農業が抱える課題である担い手の育成や確保、それから農家の経営安定という観点から、各関係機関と連携を図りながら進めているところでございますが、安定対策につきましては目標面積、カバー率が目標として30%ということですが、現在20%まで上がっております。もうしばらくでございますが、何とか30%までいくように取り組みを進めていく必要があるというふうに考えております。

農地・水・環境保全向上対策につきましては、営農活動支援を含めて76地区、5,700ヘクタールがもう既に支援目標として目標を達成されておまして、佐渡市の耕地面積の約50%に相当することから、ほぼ目標が達成されたという現状でございます。これも詳細につきましては、産業観光部長から説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 補足説明を許します。

粕谷市民環境部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） 補足説明申し上げます。

ごみの一斉清掃の関係でございますが、ことしの場合は大きく2点ほど取り上げてございます。一つ、

不法投棄と漂着ごみ、海岸の漂着ごみでございますが、これにつきましては実は6月後半から7月にかけて、環境省とタイアップした形での海ごみサミットというものを計画しております。その中で一斉の海岸清掃というものを一応取り上げて、そしてできればいわゆるごみの海ごみがなくなる宣言というような形まで取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、それから秋、これ10月の予定でございますが、これことしもやりましたけれども、ボランティアを入れまして、不法投棄、山の方も中心になりますけれども、そちらで、トータル的には今年度約3,000人でございますが、新年度については1万人規模のボランティアでやっていきたいと。当然その中には不法投棄、これは一部の方というふうに考えておりますが、そういったものがなくなるような形での啓発も含めてやりたいと。それから、道路ごみの一掃1万人行動関係でございますが、これは基本的には国道と県道、それと観光施設等にかかわる分でございます。美しい佐渡をPRするために、そういった道路のごみあるいは道路の草取り、そういったものを中心に、一応4月から10月の間に2回から4回ぐらい、これも1万人行動ぐらいの規模で展開したいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、川島産業観光部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

農業振興についてのご質問でございますが、まず第1点、品目横断的経営安定対策について、認定農業者と、それから集落営農の数ということでしたが、認定農業者の方、個人、法人合わせまして270人、現在のところ該当しているという状況でございますが、その合計面積は1,728ヘクタールということになっております。それから、集落営農の方でございますが、現在丸山と、それから戸地で2組織が成立しております、2集落合わせまして面積で46ヘクタールという形になってございます。

それから、農地・水・環境保全向上対策でございますが、先ほど市長の方からもご説明ありましたが、共同活動の支援ということで現在76地区、約5,700ヘクタールが要望としてまとまっているところでございます。2階建ての営農活動支援ということですが、現在10地区、約400ヘクタールという形になってございます。今後申請に向けまして準備が進められているという状況でございますが、またこの対策の円滑な実施を図るために、説明会は精力的に行ってまいりました。昨年からことしにかけてまして、地域説明会を延べ31会場で実施しました。それから、全体説明会ということで2回実施させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 大場慶親君。

○41番（大場慶親君） まず最初に、空港問題ですが、本当に長い間かかって、私もこんなに長くかかるのは夢にも思っておりませんでした。平成6年に吉井開田5区が基盤整備を実施したわけです。ところが、空港用地以外は基盤整備やるが、空港用地にかかるところは基盤整備をやらないと。もし空港ができないとき、その時点で、中山間地整備事業の補助金で実施したわけですが、それと同じ条件で圃場整備をするということで、面積にしては全体、全部で13ヘクタールですから、13町歩、それで基盤整備やったところは3町5反しかありません。残り9.5ヘクタール、9町5反が基盤整備やっていなくて、大体1反歩規模の田んぼですが、1反歩ないところもあります。それから、道路も軽自動車がやっと方向を変えられない

ところで、耕作者は不便をしております。基盤整備やったところはもう美田になって、便利よく、ちょうどあぜ一つでそういうところとまだ不便をこいておるところ、印鑑を押したばかりに不便だということで、地権者は大変困っております。ぜひ基盤整備をやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 中川企画財政部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えいたします。

今大場議員の質問のとおり、その地区につきましては23名の地権者で、9.6ヘクタールあろうかというつもりでいます。平成15年でございますが、当時の金井町長と、それから吉井土地改良区との理事長との間でそのような契約をしております。少し中身を読ませていただきますが、圃場整備地区以外と指定した区域においては、空港の拡張整備が実現できなかった場合、圃場整備事業の導入の推進を図るということになっております。そういった契約が入っておりますので、そういったつもりでおります。空港の整備ができなかった場合にはやりたいということになって、大変長い期間ご迷惑かけて申しわけないのですが、そういった契約が入っておりますので、それに従っていきたいなというつもりでおります。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 大場慶親君。

○41番（大場慶親君） 地権者も大変困っておりますから、ぜひ早く空港ができるようお願いしたいと思います。

地権者に価格表示も平成6年に同意者に、同意者ばかりではなくて、価格を表示して、それで同意したわけですが、同意した人も期間は長くなりますが、説明がなくて、困っておりますが、同意者に対しての説明をする気持ちはありますでしょうか、お伺いします。

○議長（梅澤雅廣君） 中川部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、議員のおっしゃるとおり、大変長い期間かかっておりまして、地権者の方にも大変ご迷惑をかけております。県の方も国に対して2,000メートルでいくという現計画を持っておるわけですが、最近少し熱が下がったのではないかとこのことを市民の方から指摘されております。昨年アンケート調査をやらせていただいたわけですが、ことしも2,000メートル滑走路の実現できるよう、我々もいろいろな努力をしたいというつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 大場慶親君。

○41番（大場慶親君） 続きまして、国道バイパスについてですが、来年一部供用開始ということでありますが、まだ中興までというのは距離が短過ぎます。それで、先ほどの説明で貝塚はある程度同意したという話ですが、大和の出口は決まっているのか、その辺伺いたいと思います。

それと、県でも説明会をちょこちょこやっていないのではないかと思います。とにかく県の職員も異動してきて、説明会に入り、また当分の間説明しないで、そのうちには3年たつとまた新潟へ帰るというような、その繰り返しで、少しも説明会も進んでいないのではないかと思います。吉井の帆柱川の説明会もそうですが、3年前に1回説明して、説明会を持って、地域に反対されて、また先般説明会ありましたが、やっぱり3年目ぐらいの説明会です。建設部長、県にも強くその旨を話してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

先ほど市長が申し上げましたように、説明会を今月入る予定になっておりまして、今月の14日に貝塚地区へ入ります。それから、大和地区へは3月の15日に、これ既に通知出してありまして、説明会に入るという段取りでございます。

それから、帆柱川の2級河川の改良整備につきましての説明会のことにつきましては、私の方で県の方に説明を、こういった要望がありましたということで申し入れをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 大場慶親君。

○41番（大場慶親君） それでは次に、本庁機能の整備について伺います。

北陸農政局佐渡水利事務所を畑野支所に移ってもらって、金井保育園を旧女子高跡に整備し、本庁に一括集中すべきと考えますが、女子高跡地を保育園も含み、スクールゾーンにすべきであります。私は、旧女子高跡地については通告していませんが、全協でも発言しましたが、分割譲渡でなく、全面譲渡すべきであります。旧金井町るとき、小学校移転ということで全面譲渡を約束しています。旧女子高跡地は、旧金沢村が財産をなげうって、佐渡の女子教育のため村立で女学校を設立し、その後県に移管し、県立として多くの卒業生を生み出しています。ぜひ全面譲渡すべき、お願いしたいと思います。請願書も出ていますが、私は紹介議員でもあります。ぜひこのことが実現されますよう、泉田知事にも強くお願いしたいと思います。この後、近藤議員が通告をしていますから、また詳しく話があるかと思いますが、そのことについていかがでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 大場君、通告にはなかったもので、そのつもりで答弁をお聞きください。

○41番（大場慶親君） 女子高跡地は通告ないです。いいです。それに関連して、保育園を女子高跡に移転して、それでそこを利用して、お金かけぬでも、現建物を差し当たっては利用してはどうかと思います。本庁整備について伺いたい。

○議長（梅澤雅廣君） 今の質問よく踏まえた上で、答弁。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 水利事務所の件は、本庁の話と関連すると思うのですが、そういうことも含めて要するにできるだけ集中してやりたいということでございます。ただ、あそこになるかどうかというのは、まだ話はしておりません。

それから、もう一つの件はちょっと通告外なので、今回は勘弁していただきたい。

○議長（梅澤雅廣君） 大場慶親君。

○41番（大場慶親君） それでは次に、環境問題ですが、昨年地区ごとに分けて一斉清掃を実施したと思います。私も金井の方へ出席してまして、金井は海がないために中興林道へ出席して、ボランティアでゴミ拾いをやりました。ところが、出てみると、ほとんどが役所の職員ばかりで、人数も少なかったように思っております。旧金井町るときには3回ぐらい町民一斉清掃というのを行ったわけですが、子供会、老人会、それから集落の役員等、広く呼びかけて、大勢の方々から出席してもらいました。ゴミ、ただ大型ゴミ上げるのも大変ですし、それは若い人、青年会とか元気のいい人だけで沢から上げるわけですが、子

供会も参加してもらったということは子供も、先般代表質問で渡邊議員の方からも話ありました。子供のときからごみは捨てるわけではないと、それを大人になってからごみ捨てるわけですが、子供のうちからそうして大人が悪いことをやっておるといふごみ見るだけでも、実際に上げぬでも、ごみの始末をしなくても、見るだけでもためになると思うわけでございます。そういうことで、子供も参加してもらって、こ
としも何回か実施してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 粕谷市民環境部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

たしか昨年、金井の部分についてはたしか10月の21日ですか、そちらの部分かと思います。実は18年度につきましてはちょっと準備不足の面がございまして、なかなかPRができなかったという部分がござい
ますが、ただことし1年やりまして、PTAと子供さんと一緒になって、道路のごみ拾いとか、いろんな
そういう展開が各地で少しずつ起こってきております。19年度につきましては、各地域、老人会とか、い
ろんな婦人会、消費者協会、いろんな形の中に早目にPRいたしまして、先ほど申し上げましたように海
岸の関係からの1万人行動とか、道路の1万行動とか、そういう形で大いに展開を図っていきたい、その
ように考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 大場慶親君。

○41番（大場慶親君） ことし4月からレジ袋ゼロ運動を始めているわけですが、きょうの新潟日報の新聞
に出ていましたが、レジ袋有料化、佐渡市違法の疑いで説明会ということで、7日ですか、きのうですか、
これ説明会やっておるみたいですが、それと協力店がここに800ですか、800店舗のうち195の小売店しか
レジ袋を有料化しないということですが、以外はしないということですが、この程度で目的が達成される
のかどうか、この辺のところ、また内容等伺いたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 大場君に申し上げます。

これ関連があると言えはある。しかし、通告外と思いますから、この件については飛ばしてやってくだ
さい。先へ進んでください。

○41番（大場慶親君） はい。

それでは、農業問題にいきます。平成19年1月24日の新潟日報の新聞報道によりますと、県内35市町村
から約6万3,000ヘクタール、県の負担額として6億9,000万円の支援申請が上げられたという、その時点
で県は2億9,000万円不足しているということです。その後1億5,000万円ほど追加したが、いまだ1億
4,000万円ほど申請面積より県予算の方が下回っている。この不足分に対する県の対応はどのようになっ
ているのか、また佐渡市は申請に対して19年度予算は全部計上しているのか、伺いたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 川島部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

今し方の議員のお問い合わせ、農地・水・環境保全向上対策についての予算措置ということだったかと
思いますけれども、一応県の方ではその対策のために共同活動の支援ということで5億円、それから営農
活動の支援ということで8,000万円が計上されているということでございます。佐渡市におきましては、
地域からの要望に対応して、現在6,200万円の予算措置をしているということでございまして、県に対し

ても同額の、県と市1対1ということでございますので、同額の予算確保を要請していきたいというふう
に考えているところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 大場慶親君。

○41番（大場慶親君） それで、予定している地区数はどのくらいか、面積はどのくらい、加入可能面積は
どのくらいですか、伺いたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 川島部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

農地・水・環境保全向上対策についてということでは、先ほどお答えさせていただきましたと
おり、共同活動支援ということでは76地区、5,700ヘクタールでございます。営農活動支援ということ
では10地区、400ヘクタールというのが現在の要望量でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 大場慶親君。

○41番（大場慶親君） それでは、新規で来年も加入できる体制でありますか。

○議長（梅澤雅廣君） 川島部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

本対策、これから5カ年という計画で進む予定になってございますので、来年度以降もその対策に対す
る加入というのは可能というふうに理解しております。

○議長（梅澤雅廣君） 大場慶親君。

○41番（大場慶親君） 集落営農組織を立ち上げるには大変難しい要件であります。これからどのような
集落説明に入っていきますか、お聞きします。来年度以降です。

○議長（梅澤雅廣君） 川島部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

品目横断のご質問ということだったかと思いますが、集落営農組織、現在2組織ということでは
ございますが、今後ふやしていく必要があるというふうに考えておりますので、予算の方でも集落営農を立
ち上げるためのリーダー支援ということで予算措置も現在提案させていただいているところでございま
すので、地域に入って説明をしつつ、また集落営農の設立に向けた支援ということもしていきたいというふ
うに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 大場慶親君。

○41番（大場慶親君） 認定農業者の4ヘクタール以上というのは、本当に佐渡のように小規模農家は大変
だと思いますが、来年度以降、佐渡は特例で知事認定の特例を受けるように申請、お願いしてもらいたい
と思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 川島部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

認定農業者、原則としては4ヘクタールというのが面積の条件になってございますけれども、これは地
理的な特性ということについて面積要件が緩和されてございます。佐渡についても、地域によりまされ
ども、4ヘクタール以下の面積でも加入できるという形になってございますので、この点ご理解をいた
だきたいと思います。

○41番（大場慶親君） どうもありがとうございました。これで私の一般質問終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で大場慶親君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 3時19分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村剛一君の一般質問を許します。

中村剛一君。

〔4番 中村剛一君登壇〕

○4番（中村剛一君） 前の2名の議員が大変簡潔に質問されましたので、私もできるだけその線に沿って、簡潔に質問をしたいと思います。通告に従いまして、質問を行います。

平成19年、ことしから始まる戦後最大と言われる農政改革は、平成22年のあるべき姿への到達を目指して動き出しました。しかし、戦後最大という割には内容的には新しい政策はなく、依然として中心は規模拡大による競争力の確保です。改革の柱となる品目横断的経営安定対策は、支援の対象を一定規模以上の農家に集中する選別であり、米政策改革の推進は従来国の責任で行ってきた生産調整等の需給調整機能を生産者団体に丸投げし、農業者自身の自己責任を強く求めています。さらに、農地・水・環境保全向上対策については、政策内容は評価できるものの、自治体の財源不足により足切りが行われようとしています。これらの農政改革を要約すると、農家の選別、自己責任、財源不足ということであり、離島など生産条件にハンデのある地域については極めて厳しい政策変換となっています。多くの農民から、机の上の発想だとか、担い手以外の切り捨てだとか、もうおれ一代で農業は終わりというようなあきらめや悲鳴にも似た声が聞かれます。戦後の日本農業は、昭和20年、30年代の食糧増産時代を経て、45年以降、いわゆる生産調整による生産抑制時代に入ってきました。この間、昭和36年の農業基本法から規模拡大が叫ばれ、農業基盤の整備が行われてきましたが、高度経済成長を境として、日本産業のお荷物のように扱われてきました。そうした流れの中で、農業が持っている生き生きとした自然を相手にした営みが影を潜め、生産性ばかりを重視する農業に変化をしながら、WTO加盟後はミニマムアクセスの導入と引き続く米価の低迷を経て、規模拡大の機運が減少してきました。この間、経済至上主義の尺度で農業をはかり、無原則に外国産の農産物が輸入され、結果として日本農業を圧迫して、自給率を引き下げる結果となりました。現在でも農業の多面的機能を忘れた、食糧の安全保障体制を考えない農業批判が財界を中心にしてあり、決していい方向とは言えません。

戦後最大の農政改革と言われることしから始まる三つの政策は、品目横断的経営安定対策と米政策改革の一層の推進及び農地・水・環境保全向上対策です。しかし、この3政策の概要が明らかになるにつれ、どこが戦後最大の農業政策の変更なのか、どんな方向性を持った農業政策なのか、全くわからなくなってきました。その中で漠然とわかるのは、どうも規模拡大をすれば何とかするという考えが根底にあり、その規模は4ヘクタール以上を目標としているのではないかということが見えてくるのです。農業基本法で議論されてきた経営規模は、6ヘクタールから10ヘクタールでした。それから状況が悪くこそなれ好転を

していない中、今回4ヘクタールに引き下げたことは全く根拠を持たない、妥協の結果と言うほかはありません。日本農業が抱えている基本的な問題は、生産性ばかりではありません。行き先の不透明さが一番の問題です。政府は、本当に4ヘクタールに規模を拡大すれば、これからの農業経営が安定をしようと考えているのでしょうか。問題は、何一つ解決しておりません。問題の一つは、米価が幾らまで下がったらとまるのか。二つ目は、関税引き下げの結果とどの程度の外国農産物が輸入されるのか。三つ目は、そうなったときの農業、農村のあり方について何の説明もなく、あるべき姿は何一つ見えません。

しかし、ここに来て新しい動きも出ています。それは、農事組合法人の形成であります。既に金井地区で大和田生産組合が誕生し、引き続いて大和集落や畑野の丸山集落、または相川や羽茂においても準備中だと聞いています。これらの新たな取り組みに対して、行政がしっかり支援をしていくことが必要であります。

そこで、市長にお伺いします。市長、本当に国、県、佐渡市が進めている、4ヘクタールまで規模を拡大して、毎年減少する収益の90%を後追いで補てんするというこの政策で、これからの農業経営の安定が図られるとお考えですか。今までの稲作所得基盤確保対策や担い手経営安定対策とどこが違うのですか。これで戦後最大の農政改革と言えるのでしょうか。改革の中身は、担い手以外の農業者に対する支援を打ち切るだけではないですか。4ヘクタールで経営が安定するなら、だれでも既にそうしています。行き先のわからない農政と規模を拡大しても経営など安定しないと知っている生産者に、今も行政は規模を拡大しないと支援から除外されると大声で叫んでいます。支援が終わったらどうなるのですか。厳しい言い方にはなりますが、地方自治体が行う農業政策は補助金をもらうための方策を指導するだけで、農業をどうするかの本質的な議論がされておりません。ここにこの金がついたから、この金はこうすればもらえるからと補助金発掘に全精力を傾注しているのが現実ではないですか。

いま一度お聞きしたい。市長は、この政策によって担い手となるのが本当に農業経営の安定につながるとお考えでしょうか。関税の引き下げやミニマムアクセスによる輸入量の増加を考えれば、米価の引き下げは続き、その影響を受けるのは担い手です。品目横断的経営安定対策のならしと言われる政策は、激変緩和措置です。収入が減少することを抑止する政策ではありません。仮に100%補てんを行ったとしても、基準価格は下がっていくのです。つまりこれまでの一連の価格保証政策や今回の品目横断対策は、引き下げ年次を3年程度おくらせるだけの制度であります。担い手になることで当面の収入補てんは行われます。しかし、22年度以降のあるべき姿になった後の支援は継続される保証はありません。確かにげたとと言われる生産条件格差対策において、佐渡では大豆のみ該当しますが、今までの大豆経営安定対策、いわゆる豆経の代替にほかなりません。こう見てくると、戦後最大の農政改革と言われる今回の改革は、実は農産物の輸入を前提にして、農産物の価格を国際水準まで引き下げて、農家の数を減らすための政策と言っても過言ではありません。

これから読み上げる文章は、今から35年前、守田志郎さんが書いた著書、「農業は農業である」の中の一部です。耕している田んぼが小さいからといって、何も人間まで小さくなることはあるまいと思うのだが、田んぼが大きいとか頑張って大きくしたとかで、それを自慢するのはそれはそれで気持ちもわかることである。そういう農家は、家も大きいことであろう。それがうれしいとすれば、それもよくわかることである。だが、大きいのは家や田んぼだけなどということを最近つくづくと感じさせられるのである。お

せっかいの多い世の中だが、輪をかけたおせっかいがいるものだ。規模を拡大しろというのである。ほとんどみんながそうなのである。余り皆が農家をつかまえてそう言うものだから、田んぼの面積が小さいとか、それを大きくしないとかの農家は、何となく反社会的な存在のように思い込まされているようにさえなっている。以上の文章ですが、昭和45年と言えば米の生産が過剰になり、米価が低迷をしたころです。規模拡大は、それ以来国策として取り組まれた政策だが、佐渡においてはなかなか進みませんでした。その原因は、就業の機会が少なかったためですが、農地における一種のワークシェアリングのような考え方があったからではないでしょうか。少ない土地を分け合って集落を形成し、結いなどで見られるような協業を進めながら地域社会を守っていく、そんな意識が根底にあったからではないかと考えられます。

いま一度市長にお聞きします。担い手になれない小さな農業ではだめなのですか。少なくとも1ヘクタールから担い手に届かない規模の圧倒的多数の農家に、農業で生きる道はないのでしょうか。私も規模拡大は必要だと考えています。できるだけ集約をして規模拡大を行い、少なくとも採算ベースに乗る規模の農業経営が必要です。しかし、そのためには規模を拡大した後の農業のあるべき姿が見えなくてはなりません。この品目横断的経営安定対策による担い手がその姿を映し出しているとはとても考えられません。むしろ現実を見据えて、佐渡における最も安定した経営形態が兼業農家であるなら、国策に反しても脱大規模化による兼業農家のあるべき姿を示すこと、このことが重要だと考えるが、市長のご所見をお聞かせ願いたい。

農業者の多くは、私は担い手などと肩ひじ張った農業者よりも、集落の中であって農機具や作業の共同、協業化による水平的な集約農業こそ、佐渡におけるあるべき協業型、兼業型農業の姿ではないかと考えています。兼業農家でどこが悪いと宣言をして、圧倒的多数の担い手になれない農業者の活路を模索する、それが今佐渡市に求められている方向ではないですか。それが現実ではないのでしょうか。佐渡の農家の方々に対して、あなたは幾らまで米価が下がったら農業をやめますかという問いかけに、専業農家の多くの人たちは1万3,000円くらいだと言っていますが、兼業農家の人たちは1万円を割ってもつくと言っています。この現実、米価下落の影響を最も受けるのが規模の大きい専業農家だということをあらわしています。担い手生産者に対しては、げたとならしによる支援があります。しかし、平成22年のあるべき姿となった後の支援について、政府は何も約束をしていません。仮に継続されても、支援内容は縮小されないと考えなければなりません。一方、担い手になれなかった生産者の支援は、ことしから確実に縮小します。産地づくり交付金における支援も担い手生産者に厚くとられています。これを改め、9割を占める担い手以外の生産者に対して、少しでも品目横断的経営安定対策で削られた支援を復活して行うべきだと考えるが、その考えがあるか、お聞かせ願います。

集落は、生産規模の大小に関係なく、水平的な関係で成り立っています。この中に担い手と担い手になれなかったものが共存しながら、同じことをしても支援内容が違ったり、同一生産物を販売しても生産者価格が異なるなどの状況は、集落の機能と組織維持によい結果を与えないと考えるが、市長の考えをお聞かせ願います。

重ねて言わせていただきますが、私は一定規模以上の規模拡大は必要であり、その支援も不可欠だと考えています。しかし、補助対象とならないから、規模を拡大しなさいとして進める担い手に9割以上の世

帯が移行できない現実がある今、大多数の行き場所のない農家の方向性を佐渡市が示すことこそ必要だと考えています。

また、あわせて実施される担い手以外の生産者、つまり佐渡における大多数の農業者に対する米価対策として、従来の稲作所得基盤確保対策の代替として実施される稲作構造改革推進対策について、佐渡市の活用方法をどうするのかもあわせてお聞かせ願います。

次に、米政策改革の推進と生産調整機関の設置について質問いたします。本年から生産調整等の需給調整機能については、実施主体が生産者団体になりました。今後は、さらに行政の関与が薄まるということになると考えますけれども、事務的には現在コンピューターによる処理システムは行政が持っており、データ管理もされていると思います。そこで、今後のシステムの更新とデータ処理について、どのような移行のスケジュールが検討されているのか、お聞かせ願います。

農協経営も厳しい時代に入っています。ここに来て生産調整業務も抱え込むには、大変な労力が必要です。もともと生産調整は国策で行われているものです。過剰米対策と生産調整は、政治が生み出した悲しい現実であり、行政の責任で行われるべきものであります。しかし、消費が減退し、外国産のミニマムアクセス米が入ってくる以上、過剰な米穀をつくることはできません。生産調整は、悲しいことですが、現実です。かつて牛乳を川に流し、ミカンの木を伐採しました。ことは、キャベツや大根を畑にすき込む姿がテレビで放映されています。米だけが例外ではありません。集荷円滑化対策による隔離対策も含めて、生産調整をきちんとやり遂げることが必要で、生産者団体も必死で取り組んでいます。全国規模での過剰傾向は、地域間競争で乗り切れるものではありません。すべての生産者が等しく対応することが不可欠です。このような厳しい取り組みがあるからこそ、行政の力強いメッセージが必要であり、支援が不可欠であると考えます。これらの課題は、常に関係機関との意思の疎通が必要であります。佐渡市のマニフェストにも書かれておりますが、品目横断的経営安定対策も含めて、総合的に農政全体の問題を協議する機関、例えば佐渡農業センター等を農協、県の出先、農業共済組合などと共同で設置をすることが必要だと考えるが、市長のお考えをお聞かせ願います。

次に、コシヒカリ以外の米の作付について質問します。現在新潟県の食用の米の作付品種の割合は、90%がコシヒカリです。佐渡でもコシヒカリ以外の作付はモチ米が2%、酒米が1%で、ウルチ米に限って言えば93%がコシヒカリで、その他は7%にすぎません。新潟県においても過酷な生産調整を進める一方で、消費拡大を進めておりますが、県内の中食業者、外食業者及びもち業者では、県外産の米がおよそ6,000トンぐらいが使われているのが現状です。全国有数の米の生産地である新潟県で他県の米が入っていること自体問題ですが、このことは直接県別の生産目標数量の配分に影響することから、この中食、外食産業に対する新潟県産米の売り込みが急務です。県外産米が入る原因は、新潟県の米が高いからですが、そのほかにも玉が少ないことも原因の一つに上げられています。生産調整の県別配分は、売れ残り数量のファクターも加味されます。このため、県内で使用されている県外産の米を新潟県産米に置き換えることが極めて重要です。同時に、モチ米についても県外産の搬入が見られることから、県内で使用する分については県内産で補充をしたいという考え方です。そのためには、コシヒカリ以外の安い米の生産が必要です。現在新潟県産こしいぶきの価格は、他県産のコシヒカリとやや同額であり、このためもう少し安いこしいぶきの生産が必要となって、県全体で6,700トンぐらいの増産目標が設定されています。しかし、生産者に

としては生産調整の必要性は認めるものの、収益性の少ないこしいぶきの生産になかなか踏み切れないのが現状です。佐渡市として、コシヒカリ以外の品種への作付変換について、本年の作付目標数量の増加分や減減栽培等で15%の作付増が考えられることから、その面積に応じて作付を行う体制をつくり、例えば種子確保や減収の補てん等の支援を考えるべきと考えるが、市長の考えをお聞かせ願います。

次に、米価の下落対策と減減栽培について質問いたします。平成18年産米の売れ行きは、佐渡米についてはやや堅調な動きを見せていますが、一般コシヒカリの販売状況は極めて厳しい状況です。1月15日現在で佐渡コシについては、17年産米の生産量が少なかった事情もあるのですが、昨年対比108なのに対して、一般コシは81%しか売れておりません。また、魚沼産についても動きが鈍く、先導的役割を果たしているとは言えず、県産米全体が売れ行きが不振であります。この状況を放置すると、売れ残りが生じて、次年度の生産目標数量の配分にも響いてくることから、売れ残り解消のため、新潟県産コシヒカリの値下げが行われました。その内容は、落札最低価格を一般コシと岩船コシを500円、佐渡コシを800円を引き下げるというもので、これにより佐渡コシは岩船コシと同じ、60キロ当たり1万7,500円となりました。今回の引き下げは、新潟一般コシの販売不振を解消するためであったのですが、従来から価格に見合う品質が疑問視されていた佐渡産コシヒカリが一番の影響を受けました。米価は、関税という外圧にさらされており、コシヒカリ1万3,000円時代が現実のものとなっている今、いかにして佐渡産コシヒカリの価格水準を守るかは極めて重要です。そのためには、新潟県産コシヒカリの中であって販売不振を続ける新潟一般コシヒカリと明らかな差別化が必要であります。そのためには、JAが現在取り組んでいる減減栽培による品質確保が最も重要だと考えています。この取り組みに何らかの支援をする考えがあるか、市長の考えをお聞かせ願います。

次に、農地・水・環境保全向上対策について質問します。この政策は、さきの一般質問でも言いましたけれども、今回の三つの政策の中でも極めて重要な政策です。しかし、決定当初から自治体の財政負担が制度に組み込まれており、問題になると予想しておりました。ここに来て予想どおり県の持ち出し分に不足が生じており、制度の完全な実行が懸念されています。先月一応の決着を見たそうですが、なお佐渡市においても調整を要することが考えられます。この政策については、平成22年以降のあるべき姿以降も継続される可能性があるもので、十分な対策と確実な実施が求められています。前回の一般質問で私はこの環境対策を推進する中で、集落内の融和を図りながら品目横断的経営安定対策における担い手育成に結びつけることが必要だと質問し、その考え方に賛意をいただいたところであります。今後もその考え方に変わりはないか、お伺いいたします。

最後に、マイクロバスの利活用と運転手の確保について質問いたします。国や県においては、一般職員がマイクロバスに限らず、公用車に第三者を同乗させて運転することを禁止しています。ただし、職員同士の相乗りは認められており、日常業務として一般に行われています。しかし、佐渡市においては一般職員がマイクロバスや官用車に第三者を同乗させて運転するケースが見られるが、この場合、事故処理規程や運行管理規程などに照らして問題はないか、答弁を求めます。

なお、あくまで質問の趣旨はマイクロバスの有効活用を図るため、専用の運転手を確保すべきという考えで質問するものであります。今後職員の削減が行われる事態が予想されることから、マイクロバスの運転手の確保がどの程度可能なのか、またマイクロバスそのものが何台必要と考えているか、お聞かせ願います。

ます。

あわせて、マイクロバスに限らず、一般職員が運転する官有自動車の運転について、職務規程や命令処理との関係について質問いたします。公務員には職務専念の義務、職務遂行の義務と言う場合もあるそうですけれども、が定められています。その場合、職務とは佐渡市行政組織条例に定められた業務及び業務分掌表で定められた業務のほか、選挙事務に関する規定や災害時のマニュアル等、突発的な事項の規定による業務と考えられますが、この中の組織条例や職務分担表に一般職員によるマイクロバスの運転業務や官用車による人員輸送の記述のある職員がいるか、お聞かせ願います。

また、職務とは在勤官署において業務を行わされるものであり、職員が命令なく勤務官署を離れることを禁止しています。職場を離れるには、出張命令のほか、職務専念の義務の解除が必要であります。しかし、佐渡市の日常において、出張処理を行わないで、官用車を利用した上で庁舎外に出る場合があるというふうに聞いています。この質問は、処理の不備を指摘するものではありません。今後マイクロバスに限らず、官用自動車において事故が発生した場合等に、特に第三者を同乗させての事故については正規処理の有無が厳しく問われることになり、極めて大きい問題が生じます。そのためには、出張旅費が発生しない出張においても、命令処理について何らかの跡を残す必要があると考えます。市長の考えをお聞かせ願います。

私は、これらの状況を考えるとき、マイクロバス等の幅広い利活用を図るため、一般職が行う運転規程と出張命令の関係を整理するほか、専門の運転手の確保について最低でも5名程度は必要であると考えますが、あわせて市長の考えをお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。2回目は、質問席でさせていただきます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村剛一君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、中村議員の質問にお答えいたします。中村議員は、以前から専門家として極めて緻密な対策に対する考え方を組み立てておられて、一つ一つ全部お答えできない場合は、後の説明に任せたいというふうに思います。

平成19年度から始まる品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策の推進につきましては、佐渡農業が抱える課題である担い手の育成や確保、農家の経営安定という観点に立ち、各関係機関と連携を図りながら準備を進めているところでございます。産業観光政策を展開するに当たって、離島のハンディを克服するため差別化を図り、製品やサービスの高付加価値化を目指す必要があります。農業分野についても、トキと共生する環境保全型農業の推進により、魚沼コシヒカリに次ぐと評価を受けている佐渡コシヒカリの販売対策を充実させていきたいということでございますが、議員がおっしゃるのは本質的な問題を問うておるのであるのだろうというふうに思います。現在の担い手の育成自体が次の世代で農業者が生きていけるのかどうかということを問われているということだと思います。

佐渡の農業は、ご存じのように、ある程度の農業規模があるところから中山間地まで、非常に多様な状況でございます。結論からいえば、おっしゃるとおり佐渡農業センター構想みたいな形の中で行政、それから農協さん、それから農業従事者の3者が本当にひざを突き合わせて佐渡のあるべき姿を議論し合うと

というのが本来であろうというふうに感じます。ただ、国策として大きな流れがこうして出てきて、それでは中途半端な担い手が将来食べていけるのかと言われると、現在でも恐らく大部分の人は兼業農家としての生計を、一部の生計を農業に預けているのが現実だということでございますし、それでも集落営農等に情熱を燃やしておられる集落もございます。こういうのは、ぜひ将来とも頑張っていっていただきたいというふうに思います。担い手だけで、それでは将来さっきの生計を立てられるかといいますと、これはだれも答えることができない状況であるということでございますが、それは要するにガットを始め、本来であれば食糧の存在をどういうふうに国が見るのかということが基本にあるべきでありまして、単に一つの産業として見るということになりますと、今回のこのような形、それから農業者もある意味ではもう少し早目に自分たちの将来を描いていくという仕組みが必要だったのだろうというふうに考えております。特に佐渡は、本土に比べますと非常に遅れた形での対応を迫られているというふうな認識をしているところでございます。しかしながら、戦後初めてというほど、瑞穂の国の基本的な農業に対する考え方から、一産業として国外と、世界と競争しなければいかぬところに入ってきました。我々は、与えられた最大の努力を今回の二つの大きな政策に全力を挙げてやる以外に、今のところは道筋はないというふうに考えています。ただ、将来はおっしゃられたような、ぜひばらばらな施策をそれぞれに立てるのではなくて、本来あるべき姿を模索し続けるのが本来であるというふうに考えているところでございます。

さて、あとについては産業観光部長の方に説明をさせたいというふうに思います。

それから、マイクロバスの利活用についてお問い合わせがありました。職員が市保有車両を運転する場合には、安全運転管理規程及び車両運行管理規程に基づいて運用しているところでありますが、今後改めて運用を徹底させることが職員の安全運転や事故防止につながると考えているところでございまして、非常に広い市におきまして移動を第三者を乗せて運行するという問題は非常に大きな問題があるというふうに考えております。詳細につきまして、総務部長の方に説明させたいというふうに思います。

○議長（梅澤雅廣君） 補足説明を許します。

川島産業観光部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

中村議員の方から幾つか質問ございまして、新年度から始まる対策について質問があったわけでございますけれども、ちょっと通告と違う観点での質問があったかと思いますが、一応通告に従って、漏れがあると困りますので、ご説明をさせていただきたいと思います。

1点目の品目横断の関係でございますけれども、担い手農家の確保状況等でございますが、現在のところ稲作農家等の数が4,567ということでございまして、加入該当戸数が438、世帯比率で9.6%という形になってございます。面積でいきますと、経営耕地面積が8,227ヘクタールということで、該当面積が1,728ヘクタールですので、カバー率21%という形になってございます。

それから、米価下落につきましてですけれども、短期的には議員のおっしゃるように品目横断の方で9割の補てんがあるということでございますが、長期的な下落についてはこれでは対応できないということでございまして、やはり担い手の育成、それから集落営農も含めまして、やはり農家の経営体力とか経営の効率性というものの提言というか、効率性を向上させるということが必要になってくるのだろうというふうに考えてございます。

それから、集落の機能でございますけれども、もちろん品目横断と、それから農地・水・環境保全向上対策、これは車の両輪というふうに言われてございまして、担い手以外のものも含めまして、農業の良好な環境保全に努めていくということでございますので、こういったことで集落の機能を維持していく必要があるというふうに考えております。

米政策改革でございますけれども、生産調整に関する行政の関与はどうかということですが、生産調整についての公共団体の役割というのは米政策改革要綱というもので位置づけられてございまして、市のその中では主な役割として、国の需給調整見通しに対する情報提供ですとか、それから水田農業ビジョンの策定、それから実現に向けた農業者への支援ということになってございます。

それで、農業センターということのご指摘もございましたが、形式はどうあれ、内容的には当然関係者と一丸となって連携をしながら進めていかなければならないというふうに考えてございますので、横のつながりを一層強化していきたいというふうに考えてございます。

それから、コシヒカリ以外の品種の作付支援ということでご提案もございましたけれども、コシヒカリ以外の品種へ転換するという点についての支援策というのは、現在のところ設定をしていないというのが現状でございます。19年度からは、佐渡産のコシヒカリの販売対策に重点的に取り組んでいきたいというふうに考えてございますので、コシヒカリの販売動向を見きわめながら、その必要性などについては検討していきたいというふうに考えております。

それから、最後になりますが、農地・水・環境保全の事業体数と、それから内容ということについて一応通告がございましたので、その点ですが、まず1階部分ですけれども、農地、水、農村環境の地域資源を適切に保全し、質的向上を図るために農業者と非農業者が参画をした活動組織を組織しまして、地域ぐるみで効果の高い活動を実施する地区を支援するという点で、共同活動支援というものでございまして、現在のところ76地区、5,700ヘクタールの要望が出ているというところでございます。それから、2階部分ということで、共同活動支援を実施しているということが前提になるわけですが、この地域におきまして地域ぐるみで環境負荷を低減する取り組みを実施した上で、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減する環境保全型農業の推進などを地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援するという部分でございまして、営農活動支援ということですが、現在のところ10地区、約400ヘクタールの要望が出されているというのが現状でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） それでは、マイクロバスの利活用と運転手の関係につきましてお答えをいたします。

まず、第1点目でございますが、現在マイクロバスの保有台数と専用運転手の人員でございますが、マイクロバスにつきましては本庁、支所合わせて現在9台あります。専任の運転手につきましては、11人あります。

それから、今後、来年度でございますが、来年度以降の見通しでございますが、現在マイクロバス9台ほどあるわけでございますが、老朽化しておるという関係で、来年度につきましては8台になる見込みでありますし、また運転手の方につきましては退職等あることから、来年度は8人になる見込みであります。このうち1名は委託をお願いしているという方も含めてであります。

一般職のマイクロバス運転の服務規程、職務規程等はあるかということでございますが、これにつきましては先ほど市長から答弁がありましたように、安全運転管理規程及び車両運行管理規程の中におきまして、マイクロバスも含めた市保有車両における安全運転の管理や運転者の責務、車両の使用基準等の運転に関する職務を規定しておるところであります。

このほか、マイクロバスにつきましては、命令なしで在勤官署を離脱する場合があるかということですが、マイクロバスにつきましては事前に自動車使用許可願を管理者の方に提出をして、使用許可伺をとっておるということから、命令なしで動くということは現在ありません。ただ、一般の公用車につきましては、職務の一環として急施を要する場合等につきましては先に車両で出かけるということがあるところも現実でありますので、このあたりについてはきちんとこの規定に沿った形で処理をしていきたいというふうに考えております。

また、マイクロバスの運用基準につきましては、市が主催または共催する事業に限定すると、それからもう一つは公益性等を勘案した中でありますが、市長が特に認めた場合に許可すると、そういった形で運用しておるのが実態であります。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 中村剛一君。

○4番（中村剛一君） それでは、マイクロの方から先に質問を続けてさせてもらいたいと思います。

専門の運転手というのは、それは職員ですか、契約……

〔「職員」と呼ぶ者あり〕

○4番（中村剛一君） 職員。はい。

それです、職務と、一般行政職の職務という意味からすると、先ほど私が言いましたように、行政組織条例か職務分担表に載っている、あるいはまた条例とかマニュアルとか規則で定められているものが職務だと思うのです。例えばそこに載っていない業務を上司が命令する場合、この場合はマイクロバスの運転あるいは官用車に第三者を乗せるという、人員輸送ということについて、その場合は職務命令が必要だと考えますけれども、職務命令は出されているのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） 職務命令ということですが、今現在安全運転管理規程という中におきまして、業務上の必要があって自動車を使用する者につきましては、事前に自動車使用願を提出をしということがありますので、前段こういった命令を受けて、業務につくということが前提になっております。

○議長（梅澤雅廣君） 中村剛一君。

○4番（中村剛一君） それは、人員輸送のことについて説明しているのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤部長。

○総務部長（齋藤英夫君） この場合につきましては、人員輸送の場合も含めて、公用車を運転する場合につきましては事前に命令を受けるとことが前提になっております。第三者を乗せるマイクロバス等につきましても、この事前の使用の許可ということが前提になっておるところであります。

○議長（梅澤雅廣君） 中村剛一君。

○4番（中村剛一君） 今の話は、一般職が通常の第三者をマイクロバスに乗せて運転する業務が規定され

ているというふうに見ていいのですか。私は、そう見ていないのですけれども、そうではなくて、私もこれ読んでいますけれども、そうではなくて……先にそういうことなのかどうか、聞かせてください。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

専用の運転手という言い方なのですけれども、今専任の運転手11名いらっしゃる。これは、その職務に応じた職責といいますか、そういう形になっておりまして、行政職のある一定の分野を担っていただくということで、その業務に専門的に携わっていただいておりますし、それ以外の一般の官用車の、公用車の運転、マイクロバス以外の運転につきましては、一般職の職員も業務の必要に応じて、現場へ出かけるために必要がある場合については運転をしているというのが実態であります。

○議長（梅澤雅廣君） 中村剛一君。

○4番（中村剛一君） 私は、後者の方の実態はわかっているのです。実態、私たちも例えば議会事務局で私どもを乗せて職員が現実的には運転をしているわけです。どこどこへ運んでもらっている。例えば上越の市議団が来たような場合は、職員が小木まで迎えに行き、ここまで運んでくるというような場合がありますよね。それは、この職務上の問題としては全くちょっとおかしいのではないですか。マイクロバスの運転手に指定されている者がやることは、一向構わないのです。私、そこはその説明だと思っているのですが、今言うように職務上の規定のない人員輸送を一般職ができるというのは、国の場合はないのです。ないというのは、これ事故が起きた場合の処理が想定できないということで、人事院が規則で定めていなくて、ないのです。今のような場合は、それではここに職務の中に人員輸送も一般職ができるということになると、それはあえて専用の運転手、現業である運転手というものを雇う必要がないわけですが、その説明で間違いはないのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

現実的にはその職務によって動いていくというのが前提であるわけですが、各部署によれば、一般職の方が代替的な勤務形態の中で動いていくということも実態としてはあり得るというのが現状であります。そういった場合、そういったことのないように、きちんとした形で、その職務に応じた職責という部分で動いていただくというのが基本だというふうには考えておりますが、実態の中ではそうでない部分も現実にはあるというのが現状であります。

○議長（梅澤雅廣君） 中村剛一君。

○4番（中村剛一君） ちょっと時間がないので。現状を説明しているものだから、それがさもそういう規則になっているように聞こえるのだけれども、そうではないのです。佐渡市の場合は、現実的には第三者を乗せて運行することがあるのだけれども、官用車を運転した場合は出張の形態も何もとってなくて、便宜上運転しているようなことがあるのです。それは明らかに、例えば第三者を乗せて事故を起こした場合、その責任を問われた場合、それは命令した形態を残さない限り、本人が運転手が勝手にしたことになってしまうのです。そうではなくて、規定で盛ってあれば、事故を起こした場合はそれは公の扱いで、それは命令した方に責任がかかってくるということで、正常ですよ。そういうふうにしていないという状態があるということで説明聞いているのですが、そういうこといっぱいあるでしょう。

○議長（梅澤雅廣君） 総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

まさに現実としてはそういうことが実態としてあることはご理解を願いたいと思いますが、これがこのままだいいというふうには考えてはおりません。改善していく必要があるというふうには考えます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村剛一君。

○4番（中村剛一君） 今おっしゃったように、私今のやっているのが不備でどうのこうのという、そういうつもりで言っているのではありません。特に第三者を乗せて事故が起きた場合は、命令と形態をしっかりとした跡を残しておかないと、これは正規処理がしていないと大変なことになるのです。私もそれ経験があるものですから、そこは今後、それできることであれば専用の運転手がやられるのが一番いいですけども、なかなかこれから融通がきかなくて、無理な点もあるだろうから、その点は整理をしておいてほしいと、そういうことだけ要望しておきたいと思います。

それでは、時間がありませんので、品目横断的経営安定対策に入りたいと思いますが、部長、今説明があったように、品目横断の担い手については9.6%と言いましたね。世帯数の加盟率。90%の人は加盟できないか、しないのですよね。そうすると、例えばそれは面積でカバーするのは2割であっても、佐渡の農業をどうしていくかというときに、9割の生産者、8割の面積をこれ放棄をさせて、それでなくなっていくものではありませんよね。その点は、担い手については今言うように経営安定対策の方で9割まで補てんをするということで、当面3カ年は保障されるでしょうけれども、それ以外のところは構造改革の方が1反歩4,000円ですよね。4,000円は、俵数に直せば1俵400円ぐらいのものです。そうすると、その点では非常に差が出ます。今は、稲経が1,400円、去年とおとしは払われているのですけれども、そのうちの部分が払われないということになると、なかなか担い手になれなかった生産者の方は非常に厳しい農業経営を迫られるということになるのです。そういう点で、もっと佐渡市の政策を担い手、担い手、担い手の方に集中しないで、一定程度、その9割を占める担い手以外の生産者の方にも配慮した政策の方に移行するという考え方がないのかどうなのか、そういう考え方はだめなのかどうか、それ聞かせてください。

○議長（梅澤雅廣君） 川島産業観光部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

品目横断の加入状況、先ほどご説明したとおりでございまして、ご指摘のとおり世帯比率でいくと9.6%程度ということでございますが、決してこれ以外の方々に対して、今後支援をしていかないということではございません。これは、あくまで国の対策の中で品目横断ということで、認定農業者であれば4ヘクタールを基本に、それから集落営農であれば10ヘクタールを基本にということで線引きがされているということでございます。もちろんそれ以外の方々につきましても、大規模化が難しいということでありまして、集落営農、その他、共同経営による法人化を進めるとか、いろいろな手法があるというふうにご覧いただけますので、そういったところにも、先ほどちょっとご説明させていただきましたけれども、支援を現在のところ予定しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 中村剛一君。

○4番（中村剛一君） 2点あると思うのです。何遍も私聞きましたように、4ヘクタール、佐渡の場合は

特別がありますから、4ヘクタールでないにしても、その規模で今後の米価の下落に対して経営が安定していくかどうかということは、それはだれでも知っているのです。今現に8町歩、9町歩やっている人いるわけでしょう。その人は、一番影響を受けているわけです。平成9年に新たな米政策改革大綱というのを出しました。それから、16年には米政策改革、最初は米政策大綱が出て、16年から米政策改革大綱が出て、今度は19年度から品目横断でしょう。ずっと失敗してきているのです。最初の新たな米政策大綱のときには、過剰米の処理を発生させてしまったという失敗と担い手になった人が直接米価下落の影響を受けるということで、この政策は失敗だということで、平成16年から米政策改革大綱ということで新たに出したのでしょう。それも3年たたないうちに、今回の品目横断的経営安定対策です。だれも4反歩で今後下がっていく米価に対して、これが経営安定ができるなど考える人はないのです。

そこが1点だということと、あなたは今言うように、担い手以外の方にも支援をしていくのだと言いますけれども、支援がなくなったのです。稲経が、稲作所得基盤確保対策がなくなったでしょう、今回。今まで1,400円もらえたのです、差額が。それがなくなったから、それが担い手だけになって、それ以外の方は400円でしょう。そういう厳しい情勢になっているということで、それだけならいいです。まだ佐渡市が取り組んでいる産地づくり交付金も含めて、担い手に集中しているではないですか。そういうことでは、担い手以外の人たちもそれやっていけません。

それと、もう一つ心配なのは、それはそれでやめていくかもわからぬけれども、農業できなくなってやめていくかもしらぬけれども、そういう扱いをすると、その農地は流動化しないのです。担い手の方に預けたりはしません。腹立てて。そういう点も含めて、もっと丁寧な農業政策というのをやってもらわないと、担い手の方は国が救ってくれると言っているのです。もうそれはいいではないですか。それでは、佐渡の施策の中心は9割を超す担い手以外の生産者に厚くやっていって、何とか佐渡の農業を守っていく。それが農業だけでは食っていけないとすれば、兼業農家だっていいではないですかという、そういうふうになっていかないと、現実的なものではないのです。私は、佐渡地区農業ビジョンのつくったときのスタッフでもありました。物すごく理想ばかり言うのです、皆さん。公務員の方は。理想ばかり言っても、そうならないのですから、現実的に。だって、糸魚川と佐渡と魚沼、この3カ所でしょう。20%前後。あとは、みんな上越は44%もいっているではないですか。こういう土地柄のところは、なかなか農地の流動化はできないし、基本的にはできないということをもう覚悟を決めて、やれやれ、やれやれと言ったって、9.6%でしょう。そうであれば、90.4%の方々に対しては、きちんと佐渡農業を守っていただくような温かい施策をやっていく必要があると思うのですけれども、いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 川島部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

品目横断的経営安定対策、これは国の方で決まった対策ということで、議員のおっしゃるように4ヘクタールがいいのかどうかとか、それから品目横断経営安定対策をすることによって担い手に支援を集中していくということがいいかどうかというのは、佐渡市の方で判断する事項ではないというふうには理解しているのですけれども、もちろんただこういう方向性が今出ているというのが現実でございまして、先ほど私の方から申し上げた集落営農へ向かう支援というのは、この対策に乗っていけるように、乗っていこうと思ってもなかなか乗っていけない佐渡の農家の方々に対して、我々としても支援をしていきたいとい

うことでございます。

それから、ちょっと別の質問のところでも少し申し上げましたけれども、佐渡市としましてはやはり米価下落によって農家の方々の経営とか、それから生活に圧迫というか、そういうダメージがあるということに対しましては、19年度、来年度から米の販売戦略につきまして取り組んでいくということにしておりますので、そういった、それはもちろん担い手である、なしにかかわらず、それは佐渡の農家に全体にその効果が裨益していくというふうに考えておりますので、そういった形で担い手である、なしにかかわらず、佐渡の農業者の方々に対しては佐渡市としてもできる限りの支援、協力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 中村剛一君。

○4番（中村剛一君） それでは、課長に聞きますけれども、19年度に新たに担い手以外の生産者に対する支援策というのが出たのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉農業振興課長。

○農業振興課長（児玉 剛君） ご説明いたします。

お尋ねの稲作構造改革推進交付金関係だと思いますが、この内訳につきましては、国からの交付状況は1億7,800万弱という金額が示されてございまして、ご承知のとおり、その活用方法につきましては地域で融通できるということでございますので、私どもはこの使い道につきまして水田協の方に諮っておりますけれども、先ほどから新対策に加入できない方々への補てんということで、先ほどの4,000円という部分につきましては、それもそこに配分いたしますし、融通部分につきましては転作分や担い手育成ということで産地づくり交付金の一覧表に載せる予定でございますけれども、その担い手への貸し借り等の方に融通させていただくということで、それが新たに3,000円の部分になりますけれども、これが総額2,500万余りという予定でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村剛一君。

○4番（中村剛一君） 部長、今聞いたとおりなのです。稲作構造改革推進対策費、全国規模では290億、新潟県で28億、今佐渡市の分はおっしゃいましたけれども、これはもともと稲作所得基盤確保対策の代替なのです。これは、担い手でなくても今までは18年まで出た金。それを今回全額をそこへ使わないで、半分は産地づくり交付金に入れて使いますよと課長言っているでしょう。しかも、1反歩4,000円という額を、これ換算すれば、10俵とれるとすれば1俵400円です。今までは8割まで補てんしたものが今度400円ですよね。今後は、私は自主的な価格形成センターの引き下げに応じて、来年は1,000円以上下がるのではないかと思います。そういうときに価格補てんというものをきちんとしとてやらない限り、農家は農業なんか続けられる状態でないのです。特にWTOの問題だって、もう今凍結してある状態ですけども、EPAとFTAがもうどんどん、どんどん先行しているでしょう。対オーストラリアのことだって、オーストラリアはアメリカと対話やったときに、EUとやったときに例外品目なんか一切認めないで、最後まで押し通した国です。日本国だって、今重要品目は何とか守りたいと言っているけれども、そういうことはうまくいかない可能性もあるのです。ここに新聞出ております。もしもそうなった場合、関税化が全部だめになった場合は、自給率は40%から12%になります、日本は。それから、

国内総生産は3兆6,000億減ずると。日本全体の農業総生産は9兆円なのです。トヨタグループ1社で18兆円です。そういうことを考えれば、しかも就業機会は375万人が失業すると書いてある。そういう状態が目の前に来た状態である。これだけが出ただけでも、米価は上がる要素は何もないのです。米価は、下げ含みの状態で推移する。ここに佐渡市の今までの米価の表がございます。10年間で、平成6年は佐渡市の皆さん方のところへコシヒカリが振り込んだ金は2万3,950円でした。昨年は1万7,337円です。この間、10年間で6,612円減っている、価格が。1年当たり660円。この価格は、これからもっともっと減るのです。この米価の引き下げ、取引価格を引き下げたことによって、もっと減ってくる。そうなったときに、4町歩なんかやっていたら、それは一番影響を受けて、絶対農業って成り立たない。一番悪いパターンなのです。農機具は、全部そろえなければならぬ。収益は上がらないのに、4町歩よりは2町歩の方がずっと経営は楽です。8町歩や10町歩やるとすれば、またいいのです。農業というのは、そんなに4町歩というような単純なもの、農林省の人が机の上で考えたようなことでは動いてはいかないです。そういうことも含めて、ぜひ佐渡市の支援は今後私は……早く終わろうと思ったので、1分前に言われていますけれども、ぜひ90.4%を占める大多数の担い手になれなかった人たちに対しても温かい支援をするように市長に要望して、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で中村剛一君の一般質問は終わりました。

日程第2 （総務常任委員会付託案件）

議案第47号、議案第53号、議案第56号から議案第58号まで

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第48号から議案第50号まで、議案第55号、議案第59号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第51号、議案第52号、議案第54号、議案第60号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第2、これより総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

浜田総務常任委員長。

〔総務常任委員長 浜田正敏君登壇〕

○総務常任委員長（浜田正敏君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第47号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ21億7,939万5,000円を減額し、予算総額を454億3,202万2,000円とするもので、主な内容は、事業の確定及び諸経費の年度内所要見込額の算定に基づく事業費の増減と後期高齢者医療制度創設に伴う電算システム整備事業に3,855万3,000円を、社会教育指定寄附金の1,000万円を後年度の図書館蔵書整備に活用するため教育図書購入基金に積立金として、それぞれ予算計上するものであります。歳出における目的別の主な構成状況は、総務費8億3,298万8,000円の減、民生費1億2,057万円の減、農林水産業費4億5,138万9,000円の減、災害復旧費2億4,110万1,000円の減、その他となっております。その充当財源と

しては、地方交付税 6 億 5,092 万 4,000 円の増、国庫支出金 1 億 4,789 万円の減、繰入金 12 億 5,023 万 6,000 円の減、市債 12 億 6,530 万円の減、その他となっております。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第 53 号 平成 18 年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 2 億 9,850 万円を減額し、予算総額を 1,220 万円とするもので、主な内容は、公共用地先行取得事業費を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第 56 号 平成 18 年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第 1 号）について。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 329 万 2,000 円を追加し、予算総額を 401 万 2,000 円とするもので、主な内容は、立木売払収入の増額によるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第 57 号 平成 18 年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）について。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 42 万 1,000 円を減額し、予算総額を 138 万 9,000 円とするもので、主な内容は、緑資源機構造林事業受託事業収入の減額によるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第 58 号 平成 18 年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第 2 号）について。本案は、緑資源機構との造林事業受託事業において、施行箇所が山間地域であることから、積雪により施業が困難となったため、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、造林事業費 150 万円を翌年度に繰り越して使用するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより総務常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

根岸市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 根岸勇雄君登壇〕

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定に基づき報告します。

議案第 48 号 平成 18 年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について。本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 億 5,829 万 2,000 円を追加し、予算総額を 73 億 1,561 万 2,000 円とするものであります。歳入予算の補正の主な内容は、国庫支出金を 3 億 2,053 万 7,000 円の増額とするもの等であります。歳出予算の補正の主な内容は、予備費を 2 億 8,948 万 5,000 円の増額とするもの等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第 49 号 平成 18 年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第 4 号）について。本案は、既定の歳入歳

出予算の総額からそれぞれ3億6,546万4,000円を減額し、予算総額を90億7,068万2,000円とするものであります。歳入予算の補正の主な内容は、支払基金交付金を1億8,881万5,000円の減額とするもの等であります。歳出予算の補正の主な内容は、医療諸費を3億6,226万4,000円の減額とするもの等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第50号 平成18年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,277万7,000円を減額し、予算総額を56億1,360万円とするものであります。歳入予算の補正の主な内容は、国庫支出金を2,324万8,000円の減額とするもの等であります。歳出予算の補正の主な内容は、保険給付費を3,113万5,000円の減額とするもの等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第55号 平成18年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について。本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ145万5,000円を減額し、予算総額を4億4,900万3,000円とするものであります。歳入予算の補正の主な内容は、繰入金を238万9,000円の減額とするもの等であります。歳出予算の補正の主な内容は、特別養護老人ホーム費を145万5,000円の減額とするもの等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第59号 平成18年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本案は、収益的収入及び資本的収入の予定額について、2億1,910万7,000円を減額し、総額30億2,335万1,000円とし、収益的支出及び資本的支出の予定額について、2,389万9,000円を減額し、総額34億5,669万5,000円とするものであります。補正予定額の主な内容は、収益的収入では病院事業収益を2億1,871万6,000円減額し、収益的支出では病院事業費用を2,250万8,000円減額するものであります。また、資本的収入では建設改良費等の実績見込みによる一般会計からの出資金など39万1,000円を減額し、資本的支出では建設改良費を139万1,000円減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

臼木建設文教常任委員長。

〔建設文教常任委員長 臼木 優君登壇〕

○建設文教常任委員長（臼木 優君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第51号 平成18年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。本案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ2,978万8,000円減額し、予算総額をそれぞれ21億6,312万2,000円とするものであります。

その主な内容は、歳出の建設改良費、維持管理費合わせて2,868万1,000円減額し、これに伴う主な財源として、市債、繰入金及び諸収入合わせて5,381万円減額し、繰越金、分担金及び負担金合わせて2,095万1,000円を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第52号 平成18年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ8,019万4,000円減額し、予算総額を60億8,993万6,000円とするものであります。その主な内容は、歳入では市債を1億9,130万円減額し、繰越金を4,721万1,000円増額し、歳出では下水道費の委託料並びに補償補てん及び賠償金等で7,590万円の減額、漁業集落排水費の委託料及び工事請負費で600万円減額するものであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。下水道供用開始の告示については、従来年度初め及び年度末のみに告示していたものを工事完了後速やかに告示するように改め、少しでも早く本管への接続を可能にして市民の利便性を図るとともに、収入の確保に努めること。

議案第54号 平成18年度佐渡市宅地造成特別会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ110万7,000円減額し、予算総額を869万3,000円とするものであります。その主な内容は、真野新町・長石地内、佐渡飛鳥団地の今年度中の売り払いの見込みがなくなったため、828万7,000円を一般会計から繰り入れ、公債費に充当するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第60号 平成18年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本案は、収益的収入及び資本的収入の総額を20億5,952万8,000円とし、収益的支出及び資本的支出の総額を27億8,592万3,000円とするものであります。その主な内容は、収益的収入及び支出では水道事業収益を2,733万7,000円減額し、水道事業費用を723万1,000円増額するものであります。一方、資本的収入及び支出では、事業の見直しにより、それぞれ3億2,326万円及び3億2,526万2,000円を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより建設文教常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 請願第9号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第3、請願第9号を議題といたします。

今定例会に追加提出された請願について、議会運営委員会での取り扱いを協議した結果、内容に緊急性があり、次期会期に持ち越すことが適当でないと判断されましたので、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、産業経済常任委員会に追加付託いたします。

○議長（梅澤雅廣君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日９日は午前10時から開会します。

本日はこれにて散会します。

午後　４時５５分　散会